

最終報告書

品川区議会
議会改革検討会
平成29年3月

—— 最終報告に寄せて ——

品川区議会では、平成23年7月から平成25年4月の約2年にわたり『議会のあり方検討会』を設置し、「委員会会議録の公開早期化」「議長不在時の議会としての対応の整理」「請願・陳情における署名簿における押印の取扱い」「乳幼児を同伴しての傍聴が可能な環境整備」などに取り組んできました。

その後も不断の改革に取り組んでいく中、平成27年6月、議長の諮問機関として『議会改革検討会』を設置しました。

本検討会では、検討すべき課題項目を分野ごとに細分化し「情報発信分科会」「住民参加分科会」「議会機能強化分科会」の三つの会議体を検討会の下に設け、そのいずれかに全議員が参加して、課題の協議・検討に臨みました。

平成28年5月には中間報告書を提出し、「区議会ホームページの充実」「ケーブルテレビによる情報発信」「議会報告会の開催」「傍聴者への議員の席次配付」などを実現しました。

本報告書は、中間報告後の取組みを含め、これまで約2年間の議会改革検討会としての協議・検討の経過および結果を取りまとめたものです。今後、本報告書に基づくそれぞれの取組みが着実に実行され、区議会が一層活性化するとともに、我々が目指す「区民により身近な区議会」の実現、ひいては活力ある区政の発展につながっていくことを願ってやみません。

平成29年3月28日

議会改革検討会

座長 渡 辺 裕 一

【目次】

1	検討会の設置の目的および経過	1
	【1】議会改革検討会の構成員等	1
	【2】各分科会の構成員等	2
2	各分科会での検討結果	3
	【1】実施に至っている項目	3
	(1) 議会からの情報発信	3
	①ホームページの充実	
	②ケーブルテレビによる情報発信	
	(2) 議会への住民参加	4
	議会報告会等の開催	
	(3) 議会の機能強化	5
	①本会議・委員会傍聴者への議員の席次表配付	
	②請願・陳情原本（写し）の配付早期化	
	【2】今後実施を予定していく項目	6
	(1) 議会からの情報発信	6
	①区議会だよりの改善	
	②インターネット中継のスマートフォン・タブレットへの対応	
	(2) 議会への住民参加	7
	委員会室への磁気ループ導入	
	(3) 議会の機能強化	8
	①議決事件の追加	
	②議会ICT化の推進	
	③本会議における午前中の一般質問者数のくり上げ	
	【3】現状の取扱いを継続する項目	11
	(1) 議会への住民参加	11
	①委員会室の傍聴席拡張、委員会資料の配布	
	②請願者・陳情者の意見陳述	

(2)	議会の機能強化	12
	①代表質問・一般質問における再質問時間の見直し	
	②文書質問制度の導入	
	③議事録音データの保存	
	④委員会資料の配付早期化	
	⑤開会中・閉会中の常任委員会の分散開催	
	⑥特別委員会の廃止	
	⑦委員会における議員間討論	
	⑧常任・特別委員会における区民等からの意見聴取	
	⑨議員の条例提案能力の向上	
	⑩議員が求める資料に関わる調査の保障	
	⑪議会に対する情報公開手数料の無料化	
	⑫附属機関への議会の関与強化	
【4】	引き続き検討を要する項目	20
(1)	情報発信に関する項目	20
	ケーブルテレビやSNS等を媒体を活用した情報発信	
(2)	住民参加に関する項目	20
	議会モニター・議会アンケートの導入	
(3)	議会の機能強化に関する項目	21
	①本会議場における一問一答方式および反問権の導入	
	②通年議会の導入	
	③本会議場・委員会室への議員の携帯電話の持ち込み	
(4)	その他の項目	22
3	今後の議会改革の推進	23
4	活動経過	24
【1】	議会改革検討会の活動経過（協議・検討内容）	24
【2】	各分科会の活動経過（協議・検討内容）	28
(1)	情報発信分科会	28
(2)	住民参加分科会	32

(3) 議会機能強化分科会	38
---------------------	----

《別添資料》

◇ 議会改革検討会の構成	1
◇ 議会改革検討スケジュール	2
◇ 情報発信分科会 最終報告（平成29年2月8日決定）	3
◇ 住民参加分科会 最終報告（平成29年2月17日決定）	6
◇ 議会機能強化分科会 最終報告（平成29年2月6日決定）	11
◇ 議会機能強化分科会 ICT班 最終報告（平成29年2月6日決定）	35
◇ 議会改革検討会後のイメージ図	66

1. 検討会の設置の目的および経過

品川区議会では、議会のあり方検討会（平成23年7月～平成25年4月設置）による検討後も引き続き様々な見直しを行ってきたところ、平成27年6月12日の議会運営委員会において議長より今後の課題検討の進め方のイメージが示され、「区民に開かれた議会」、「議会の活性化」を目指してさらに検討を深めるため、議会改革検討会（以下、検討会という）の設置を確認した。（検討会の構成員等；下記【1】）

会派等から改めて提出された様々な課題を効率的に検討していくため、分野ごとに「情報発信分科会」、「住民参加分科会」、「議会機能強化分科会」の3分科会を設置し、議長を除く全議員がいずれかの分科会に所属し、検討を進めてきた。（分科会の構成員等；下記【2】）検討会では、主に各分科会の進捗状況や決定事項の確認を行ってきた。（別添資料P1参照）

各分科会からの中間報告をもとに検討会において取りまとめた中間報告書を平成28年5月17日に議長に提出した。すぐに具体化できるものは早期に実行に移してきたほか、検討会および各分科会では、本最終報告の作成に至るまで精力的に課題検討に取り組んできたところである。

【1】 議会改革検討会の構成員等（平成29年3月28日現在）

	氏 名	会 派
座 長	渡 辺 裕 一	品川区議会自民党・子ども未来
副座長	たけうち 忍	品 川 区 議 会 公 明 党
	松 澤 利 行	品川区議会自民党・子ども未来
	本 多 健 信	品川区議会自民党・子ども未来
	石 田 秀 男	品川区議会自民党・子ども未来
	塚本 よしひろ	品 川 区 議 会 公 明 党
	飯 沼 雅 子	日本共産党品川区議団
	鈴 木 ひろ子	日本共産党品川区議団
	あ べ 祐美子	民進党・無所属クラブ ※
	石 田 しんご	民進党・無所属クラブ ※
	須 貝 行 宏	維 新 ・ 無 所 属 品 川
	吉 田 ゆみこ	品川・生活者ネットワーク

（※ 平成28年5月1日より記載の会派名

検討会設置～平成28年4月30日までは「民主党・無所属クラブ」)

【2】 各分科会の構成員等（平成29年3月28日現在）

情報発信分科会			住民参加分科会			議会機能強化分科会		
	氏名	会派等		氏名	会派等		氏名	会派等
◎	本多 健信	自・未	◎	たけうち 忍	公 明	◎	松澤 利行	自・未
○	中塚 亮	共 産	○	石田 秀男	自・未	○	塚本よしひろ	公 明
○	あべ 祐美子	民・無	○	南 恵子	共 産	○	石田 しんご	民・無
	渡辺 裕一	自・未		伊藤 昌宏	自・未		鈴木 真澄	自・未
	鈴木 博	自・未		沢田 洋和	自・未		渡部 茂	自・未
	若林 ひろき	公 明		高橋 伸明	自・未		横山 由香理	自・未
	こんの 孝子	公 明		つる 伸一郎	公 明		浅野ひろゆき	公 明
	のだて 稔史	共 産		新妻 さえ子	公 明		あくつ 広王	公 明
	木村 けんご	民・無		石田 ちひろ	共 産		鈴木 ひろ子	共 産
	筒井ようすけ	維・無		大倉たかひろ	民・無		安藤 たい作	共 産
	田中 さやか	ネット		松永よしひろ	民・無		飯沼 雅子	共 産
				藤原 正則	維・無		いながわ貴之	民・無
				高橋 しんじ	無所属		須貝 行宏	維・無
							吉田 ゆみこ	ネット
							西本 貴子	無所属

注1) ◎はリーダー、○はサブリーダー。

注2) 会派等の名称は、以下のとおりである。

自・未：品川区議会自民党・子ども未来

公 明：品川区議会公明党

共 産：日本共産党品川区議団

民・無：民進党・無所属クラブ

(※ 平成28年5月1日より記載の会派名

検討会設置～平成28年4月30日までは「民主党・無所属クラブ」)

維・無：維新・無所属品川

ネット：品川・生活者ネットワーク

無所属：会派に属さない議員

2. 各分科会での検討結果

それぞれの分科会では、以下の記載項目などについて検討を進めた。

(1) 情報発信分科会

- ・ 身近な情報ツールである区議会ホームページのリニューアル
- ・ 区議会を知ってもらう媒体としての区議会だよりの充実
- ・ ケーブルテレビやSNSなどを活用した視覚による情報発信の強化

(2) 住民参加分科会

- ・ 区民により身近な区議会を目指した議会報告会の開催

(3) 議会機能強化分科会

- ・ ICT化の導入検討（ICT班）
- ・ 議会の運営および機能の強化を検討する（議会運営班）

検討の結果、【1】実施に至っている項目、【2】今後実施を予定していく項目、【3】現状の取扱いを継続する項目、【4】引き続き検討を要する項目は、以下のとおりである。

【1】実施に至っている項目

(1) 議会からの情報発信

「ホームページの充実」

(a) 従前の課題

近年の電子機器の普及とともに、各世代の情報取得の方法も多様化している。その中で区議会ホームページは、区議会の活動等を手軽に知ることのできる情報ツールの一つであるが、情報量の増加や機能・性能の改善、アクセシビリティへの配慮などの課題を解消し、さらにわかりやすい議会情報の発信をしていく必要がある。

(b) 主な検討経過

区議会ホームページは、レイアウト等の全体の改善と新たなメニューの追加、そして今後のさらなる議会情報の発信について、それぞれ以下の内容を検討した。

〈全体の改善〉

- ・ レイアウトやデザインの刷新および配色
- ・ 平易な言葉の工夫

〈新規メニューの追加〉

- ・ 新たな取り組みである「議会改革」のページ作成
- ・ 議会に関する「こどものページ」の充実
- ・ Q&A（よくある質問）
- ・ 本会議録の速報版の掲載
- ・ 議案および委員会資料の掲載
- ・ 全議員の議案への賛否 など



(c) 実施状況

平成28年2月1日より、「議会改革」「こどものページ」「Q&A（よくある質問）」などの新たなメニューを追加し、全面リニューアルした新しい区議会ホームページの運用を開始したほか、平成28年第2回定例会より、概ね2週間を目途に本会議録速記録(PDF)を掲載している。また、平成29年第1回定例会より、全議員の議案賛否、および議案・委員会資料(PDF)の掲載を開始した。

「ケーブルテレビによる情報発信」

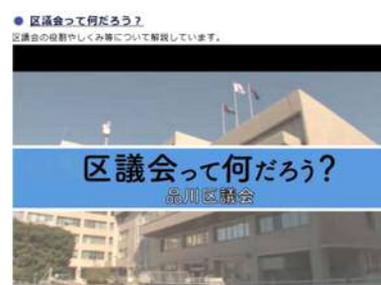
(a) 従前の課題

CATVの本会議中継番組は、質問者ごとに放送枠が確保されていることから、一般質問等終了後の空き時間は、つなぎ番組として区内風景の静止画と音楽を繰り返し放送していた。この空き時間を有効活用し、区民に向けた視覚的な情報発信を強化していく必要があった。

(b) 主な検討経過

視覚的な情報発信の強化や空き時間の有効活用の方策として、短時間の議会広報番組の制作について、以下を含め検討した。

- ・ 20代から40代女性をターゲットとした内容
- ・ 傍聴の案内や請願・陳情の手続きに向けた内容
- ・ 視覚障害者への対応、傍聴席のバリアフリーやお子様を連れた傍聴の案内などの内容
- ・ 使用期間は3年程度で、本会議の一連の流れがわかるような内容



(c) 実施状況

区民への基本的な情報発信として①「区議会って何だろう?」②「区議会をみてみよう!」の3分番組を2本制作し、平成28年第2回定例会からCATVで放映を開始したほか、同内容をホームページにも掲載した。また、新たに議会広報番組を2本制作し、平成29年度からCATVで放映を開始する。

(2) 議会への住民参加

「議会報告会等の開催」

(a) 従前の課題

区議会のことをよく知っていただき、区民にとって身近な区議会であるための一手段として、広く区民の意見を聴く場・双方向の対話の場を確保していく必要がある。

(b) 主な検討経過

品川区議会として初めての議会報告会の開催に向けて、まず、他の議会で開催した議会報告会の映像を視聴し、イメージづくりを行った。その後、2カ所の議会報告会を視察し、「区民に議会活動を知ってもらうのみならず、区民との対話により広く意見

を聴く場としたい」などの意見交換を重ねた。

(c) 実施状況

全議員の参加により、第1回議会報告会を平成28年5月31日に開催した。内容は2部形式とし、第1部では議会のしくみの説明や常任委員長等からの活動報告を行い、議会のことを区民によりよく知ってもらう機会とした。第2部はグループワーク型の意見交換会を実施することで、区民との双方向の対話の機会の確保に努めた。

また、住民参加分科会として、平成28年11月21日に品川女子学院中等部生徒との意見交換会を実施した。

(3) 議会の機能強化

「本会議・委員会傍聴者への議員の席次表配付」

(a) 従前の課題

本会議・委員会とも傍聴者に対する議席表や座席表の配付はしておらず、ホームページに本会議場の議員の議席配置、常任・議運・特別委員会の委員の座席を掲載していたのみだったため、傍聴者から見て発言者がわかりにくかった。

(b) 主な検討経過

議会の見える化の視点から出席説明員の席次の明示や会派名の明示の必要性、明示の方法について検討を行った。

(c) 実施状況

平成28年第2回定例会より、本会議場（傍聴席入口、警備員机）・委員会室（入口脇、書記机）に議員の席次表を記した紙を用意し、傍聴者のうち希望者に配付する。

「請願・陳情原本（写し）の配付早期化」

(a) 従前の課題

本会議初日の4日前（休業日を除く）までに受理した請願・陳情は、議会運営委員会で付託先を確認ののち、本会議2日目（1定は本会議3日前）に議席配付しているため、付託から委員会審査までの日数が短い点が課題であった。

(b) 主な検討経過

本会議初日の前日に開催される議会運営委員会において、付託先委員会等の確認を行っていることから、議会運営委員会での確認を一つの起点として、請願・陳情がいつの時点で配付可能か、また早期に配付する場合の配付方法について検討を行った。

(c) 実施状況

平成28年第2回定例会より、期日までに受理した請願・陳情については、本会議初日の前日に開催される議会運営委員会において付託先等の確認がなされた後、当該委員会終了後に各会派および無所属議員の控室に1部を配付する。

【2】 今後実施を予定していく項目

(1) 議会からの情報発信

「区議会だよりの改善」

(a) 現状・課題

区議会だよりは「区民と議会をつなぐ重要な役割を持った情報媒体」であるが、現状は「読みにくい」「内容が難しい」といった面で改善の余地があることから、区民ニーズをよりの確に捉えた区議会だよりを目指していく必要がある。

(b) 主な検討経過

○ 臨時会号の制作について

平成28年臨時会号について、区民の手にとってもらえるよう内容を一新し、その編集作業に議員が関わることでそのあり方についても検証した。

- ・「議会改革」を2面と3面で大々的に特集
- ・色の使い分けや写真、イラストの配置などレイアウト全般について議論
- ・各分科会の記事については、各分科会に依頼し、議員が中心で作業を進めた

○ 定例会号等の改善について

新年号および臨時会号を含め、現状の区議会だよりについて問題点を抽出し、分科会の共通理解として、「手に取って読んでもらえるような内容」「文字は大きく平易な表現」などに変えていくことで方向性を確認した。

<主な改善点>

- ・紙面のサイズをA4サイズとする
- ・総ページ数を、1定号は24ページ、2定・4定号は16ページ
3定号は20ページ、新年号は4ページ、臨時会号は8ページとする
- ・代表質問は1人1ページ、一般質問は2人で1ページの大きさとする
- ・議員の議案賛否の掲載方法は、読みやすさの視点を念頭に検討する

○ 今後の進め方について

- ・今後の区議会だよりの制作にあたっての、議員の関わり方、事務局との役割分担等について、「議会だよりの編集方針」「議会だよりの代表質問・一般質問の原稿執筆について」などの一定のルールを策定の上、進めていく
- ・現行の情報発信分科会を引き継ぐ形で、区議会だよりを企画編集するような組織体の必要性を確認した

(c) 結論（到達点）

「読みやすい、親しみやすい、わかりやすい」区議会だよりをめざし、作成した編集方針に基づき、平成30年新年号よりリニューアルできるよう準備を進めていく。

「インターネット中継のスマートフォン・タブレットへの対応」

(a) 従前の課題

近年の電子機器の普及とともに、各世代の情報取得の方法も多様化していることから、区議会の活動等を手軽に知ることのできる情報ツールの一つとして、情報量の増加や機能・性能の改善、アクセシビリティへの配慮などの課題を解消し、さらにわかりやすい議会情報の発信をしていく必要がある。

(b) 主な検討経過

区民にとって区議会を身近に感じられるよう、視覚的にも見やすく、検索しやすいようホームページを充実させる。

(c) 結論（到達点）

現行のインターネット中継（本会議生中継、本会議および予算・決算特別委員会総括質疑録画中継）について、平成29年9月よりスマートフォンおよびタブレットでも視聴ができるよう、準備を進めていく。

(2) 議会への住民参加

「委員会室への磁気ループ導入」

(a) 現状・課題

現状の区議会の傍聴に際し、本会議場の傍聴席には磁気ループが導入されているが、各委員会室には導入されていないため、声を聴き取りづらい傍聴者への対応として委員会室への磁気ループ導入について検討を行う必要がある。

(b) 主な検討経過

可動式磁気ループを導入した場合にマイク設備がない場合に受信装置に雑音が入る等の問題が示されたため、委員会室でテストを行ったところ、音質は良好であったが、電波の性質上、同時に磁気ループを使用した場合に隣の委員会室の音を拾うなどの課題が明らかとなった。

高齢社会への対応等をふまえると、最終的には常任委員会分の磁気ループを準備するのが理想ではあるが、過去の傍聴者数などを考慮し、まずは試験的に導入するのが現実的である。

(c) 結論（到達点）

可動式磁気ループの購入費用を予算計上し、委員会室での使用を今後実施していく。

(3) 議会の機能強化

「議決事件の追加」

(a) 現状・課題

平成23年の地方自治法改正により基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定および議会の議決を要するとするかは、自治体の裁量となった。区政の根幹をなす基本構想に議会の意思を反映させるため、議決事件として定める必要がある。

また、基本構想以外の区の重要な計画（長期基本計画等）についても、議決事件として定める必要があるかどうか、検討が必要である。

(b) 主な検討経過

（基本構想を議決事件とすることについて）

- ・基本構想は区政の根幹であり、議会が関与し責任を有する重要性が十分にある
- ・議会と執行機関との緊張感維持につながる
- ・議決事件として定めている他自治体も多く、その重要性が伺える

（基本構想以外の計画を議決事件とすることについて）

- ・長期基本計画については、議員が改訂委員会の委員として審議に参加している
- ・長期基本計画や復興計画等の計画策定ならびに姉妹都市・友好都市の提携についても、継続的な議論を行っていくべきである
- ・無所属議員は常任委員会等における各種計画にかかる報告事項をすべて聴取できないため、議決事件として定めることで関与できる

また、条例化の手法に関して、議決事件を基本構想のみとする旨を条例名に冠する形式とするか、個別具体名を冠さない形式とするか等について、検討・協議した。

(c) 結論（到達点）

基本構想を議決事件として定める条例案とすることで一致した。

基本構想以外の各種計画については、議決事件に定めることはせず、現状どおり、策定委員会等への関与または所管委員会への報告をもって議会の意思を伝えていくこととし、基本構想以外の議決事件の追加については、時勢に応じた適切な議論が必要なことから、今後も継続的に検討を行うこととした。

「議会ICT化の推進」

～PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、
データ化、電子メールの活用～
～本会議場・委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）～

（a）現状・課題

近年のICT化普及等の流れの中で、区議会における情報発信能力や議員活動および議会運営機能の強化のためのICT基盤の構築やこの基盤の利活用により、議会のさらなる効率化を図ることが課題であったことから、議員へのタブレット端末配備やクラウド文書共有システム、および議員グループウェアの導入等について検討が必要である。

また、区民に開かれた議会の実現のため、本会議・委員会におけるプロジェクター等の活用による見せる化の推進が課題となっている。

（b）主な検討経過

PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、電子メールの活用にあたっては、タブレット端末等やクラウド文書共有システムを導入していくにあたっての要求機能や、使用時のルールについて検討を行った。

また、本会議場、委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）については、現在の使用頻度や先進自治体の取組み状況を確認したうえで、見える化の手法について検討を行った。（詳細については、別添資料P36参照）

（c）結論（到達点）

品川区議会議員全40名、および本会議・委員会へ出席する理事者等に対してタブレット型端末を導入する。本会議において用いる議案や委員会における説明資料等を電子化してクラウドサーバーに保管し、議員および理事者がタブレット端末を用いてこれらの資料を閲覧できるようにすることにより、ペーパーレス化を推進する。

プロジェクターやスクリーンを用いた資料・動画の投影については、主に委員会において積極的に行い、議員と理事者および傍聴者にとって視覚的に分かりやすい内容の説明を行うこととする。

「本会議における午前中の一般質問者数のくり上げ」

（a）現状・課題

本会議における午前中の一般質問者が2名である現在、11時00分～20分間に休憩に入ることが多いため、効率的な会議運営の観点から、午前中の一般質問者を2名から3名に増やすことが可能か検討することとした。

(b) 主な検討経過

午前中に質問者を3名とした場合、本会議の終了時間が30分～40分程度短縮されるメリットが見込まれる一方、午前中の一般質問の終了時間が正午を超過した場合、午後の再開時間を遅らせるか、休憩時間を従来の60分よりも縮小する必要がある。午後の再開時間が遅れる場合、傍聴者に不都合が生じる恐れがある。

また、区議会議員補欠選挙が執行された年は、補選後の定例会以降に、当選した議員が所属する会派の質問時間に変動が生じることに留意する必要がある。

(c) 結論（到達点）

効率的な会議運営の観点から、第2回定例会から第4回定例会の本会議2日目、および第1回定例会の本会議3日目は、午前中の一般質問者を現状の2名から3名に増やすこととする。また、会派の数により第1回定例会の本会議2日目に代表質問がない場合は、午前中の質問者数を3名とすることも可能な取扱いとする。

なお、休憩開始時刻が正午を過ぎた場合でも、昼休憩の時間は60分とする。

【3】現状の取扱いを継続する項目

(1) 議会への住民参加

「委員会室の傍聴席拡張、委員会資料の配布」

(a) 現状・課題

平成 27 年第 1 回定例会より、各委員会傍聴者用に閲覧資料を 3 部用意している。また、物理的な制約から、各委員会室の傍聴人数には定員が定められている。予算・決算特別委員会の傍聴は、別室での音声聴取となっている。

区民に開かれた議会に向けて、委員会資料の配布や各委員会室の傍聴のあり方について検討する必要がある。

(b) 主な検討経過

傍聴者の手元に資料があれば閲覧を通じて審議内容等の理解を深められることから、一定数の傍聴申請があった段階で増刷を行うなどの対応が望ましいのではといった意見や、傍聴者数を事前に把握することが困難であることに鑑み閲覧用資料 3 部を用意することとしてきた経過をふまえ、現状とおりの取扱いでよいのではといった意見があった。また、開催日が重ならない特別委員会は、開催する委員会室を変更してきた。

また、予算・決算の重要性を考えると本会議のように放送すべきとする意見がある一方、款別審査を含めた場合、CATVとの調整のほか費用面等において課題が多いことから、現状の総括質疑の放送で足りるとする意見があった。

(c) 結論（到達点）

委員会室の傍聴者拡張、委員会資料の配布について、現状どおり取り扱うことを確認した。

「請願者・陳情者の意見陳述」

(a) 現状・課題

審査上必要があると委員会が決定した場合に審査に差し支えない時間内において行えるとしている請願者・陳情者の意見陳述について、区民に開かれた議会に向けて、その取扱いの検討を行う必要がある。

(b) 主な検討経過

請願者・陳情者の意見を聞いたうえで議論を行ったほうが議員にとってもより建設的な議論に繋がるのではという意見や、当区議会として既に意見陳述のしくみが設けられており、実施実績もあることから現状維持でよいのではという意見があった。

(c) 結論（到達点）

請願者・陳情者の意見陳述の取扱いについて、現状どおり取り扱うことを確認した。

(2) 議会の機能強化

「代表・一般質問における再質問時間の見直し」

(a) 現状・課題

現状、代表質問・一般質問における再質問時間は、下記のとおりである。

(1) 代表質問

質問時間は30分。再質問時間は質問持ち時間の10分の1とする。

(2) 一般質問

質問時間は20分以上。再質問時間は質問持ち時間の10分の1とする。

本項目は、再質問に時間制を導入することで、議会自らが発言を制限し、その機能を十分に果たし得ない仕組みとなっているとの趣旨から、検討課題として提案された。

(b) 主な検討経過

本項目については、賛否両論あり、下記のとおり意見が出された。

(見直しに慎重な意見)

- ・議会のあり方検討会での再質問時間にかかる検討経過を覆すものである
- ・『議員必携』にも、質問も質疑と同様、回数の制限が会議規則で定められている旨の記載がある

(見直しに積極的な意見)

- ・CATVの放送時間枠の関係から再質問に時間制限を設けることは本末転倒であり、“言論の府”である議会は議員の発言を保障すべきである

※【参考：議会のあり方検討会（平成23年7月～平成25年4月）での検討経過】

以前、CATVによる本会議の放送対象は、一般質問とその答弁とされており、再質問および再答弁は放送対象外であった。そのため、議会のあり方検討会での検討を経て、平成24年第3回定例会より、現行の放送時間の枠内において、可能な限り、再質問および再答弁についてもCATVの放送対象とすることとした。その際、CATVの放送時間を超過する可能性があることから、現行の「質問持ち時間の10分の1とする」とのルールを設けた経緯がある。

(c) 結論（到達点）

代表質問・一般質問の再質問時間の見直しについては、議会のあり方検討会における、代表・一般質問の活性化とCATVの放送時間枠の拡大にかかる経費とを比較考慮した経過を踏まえ検討した結果、最終的に意見の一致が得られず、実施の結論には至らなかった。

「文書質問制度の導入」

(a) 現状・課題

現状では、文書質問は実施していない。文書質問とは、議員が執行機関に対して、開会中に区の一般事務について文書により質問できる制度である。品川区議会では、本会議での一般質問に時間制を導入しているため、一般質問の補完として文書質問の仕組みづくりを行い、議員の質問の機会を保障する必要があるとの趣旨から、検討課題として提案された。

(b) 主な検討経過

他議会の事例として、都議会では、会議規則に基づき、議員が執行機関に対して会期中に文書質問を実施しているとの紹介があり、他区議会での実施状況等について質疑があったほか、主に下記の意見が出された。

(制度の導入に慎重な意見)

- ・文書質問の頻度によっては、執行機関の負担増となることが懸念される

(c) 結論（到達点）

文書質問制度の導入については、文書質問の多用による執行機関の負担増に対する懸念や文書質問の運用方法について議論の余地が多いことから、最終的に意見の一致が得られず、実施の結論には至らなかった。

「議事録音データの保存」

(a) 現状・課題

本会議・委員会の録音データの保存期間は1年間。ただし、保存期間の起算日等について、明文化はしていない。

本会議・委員会の議事録音データは、会議録調製のもとになるものであり、記録媒体の電子化に伴い、保存方法・保存期間の見直しをされたいとの趣旨から、検討課題として提案された。

(b) 主な検討経過

(保存期間を現状よりも長くしたほうがよいとする意見)

- ・議事録の内容に疑義がある際、議事録音データで確認できるなどの利点があることから、現状よりも保存期間を長くし、議員の任期とあわせて、1期4年間または2期8年間の保存が望ましい

(現状どおりの保存期間で十分であるとする意見)

- ・4年間または8年間分の記録媒体を保管する場所に窮する
- ・保存期間の起算日について、明文化したほうがよい

(c) 結論（到達点）

本会議・委員会の議事録音データの保存年限は1年とし、保存期間は、当該会議の開催日の属する年度の翌年度の初日から起算するものとする。

「委員会資料の配付早期化」

(a) 現状・課題

現状、委員会資料の配付時期は、委員会開催日の2日前（土日祝日を除く）である。本項目は、議案等にかかる十分な調査研究時間を確保するため、現状よりも委員会資料の配付を早める必要があるとの趣旨から、検討課題として提案された。

(b) 主な検討経過

本項目については、賛否両論あり、下記のとおり意見が出された。

（早期配付に積極的な意見）

- ・委員会資料については、現状の2日前配付では、議案等にかかる十分な調査研究時間を確保することができない。議会は区の政策決定を行う場であり、同時に行政に対する監視機能の強化の観点から、十分な調査研究を行う必要がある

（早期配付に慎重な意見）

- ・委員会資料については、開会中は、議会運営委員会において、議案等の付託先を確認してから配付を行っていること、また、国や都の動向に応じて委員会で議題とする案件もあるため、現状より委員会資料の配付を早くすることは、資料の訂正・追加の頻発を招く等の懸念があることから、現状（2日前）以上の早期配付は困難と思われる
- ・現状においても、議案等について事前の調査時間は十分にある

【参考：委員会資料の配付時期の見直し】

平成12年第2回定例会より、委員会開催日の2日前配付を実施しており、これ以前は委員会開催日当日の配付であった。

(c) 結論（到達点）

議案および委員会資料の早期配付については、現状でも議案等にかかる調査研究の時間は十分に確保されていること、特に委員会資料は、現状を踏まえると、委員会開催日2日前の配付を早めることは課題もあることから、最終的に意見の一致が得られず、実施の結論には至らなかった。

「開会中・閉会中の常任委員会の分散開催」

(a) 現状・課題

現状、常任委員会は、定例会開会中・閉会中ともに、5委員会がすべて同日に開催されており、特別委員会については、概ね別日開催となっている。

そのため、区民および議員の傍聴機会の拡大、および議案審査等への関連理事者の出席を容易にするとの趣旨から、5つある常任委員会の開催について、開会中・閉会中含めてすべて、または閉会中に限って、1日1常任委員会の開催を求める旨の検討課題が提起された。

(b) 主な検討経過

(分散開催に積極的な意見)

- ・ 1日1常任委員会とすることにより、5つの常任委員会すべてが第1委員会室で開催できる状況となる。第1委員会室は傍聴者定員が65名と他の委員会室に比べて大きいことから、区民の議会参加に資すると考える

(分散開催による会期の長期化を懸念する意見)

- ・ 5つある常任委員会を1日1委員会とした場合、定例会の会期および閉会中の委員会開催期間の長期化が懸念される。1日1常任委員会の開催とした場合、開会中は常任委員会が2日間連続で開催されるため、最低10日間の会期延長が必要となり、また閉会中は最低5日間の委員会開催日が必要となるため、年間を通して議会日程への影響が大きい
- ・ 議員傍聴については、議事録の閲覧や会派間での情報共有により補完できると思われる

(c) 結論（到達点）

開会中・閉会中の委員会の分散開催については、定例会の会期や閉会中の委員会開催の長期化に伴い、年間の議会日程への影響が大きく、現行の定例会回数（4回）の中で実施することが難しいことから、現状どおり、5つある常任委員会は同日開催することとした。

「特別委員会の廃止」

(a) 現状・課題

現状、複数の常任委員会の所管事項にわたり、横断的な議論を必要とする調査事項について、特別委員会を設置して調査を行っている。直近3年間（平成26年～平成28年）には、行財政改革特別委員会とオリンピック・パラリンピック推進特別委員会が設置されている。

本項目については、特別委員会を廃止し、常任委員会の中で横断的な議論を行いたいとの趣旨から、検討課題として提案された。

(b) 主な検討経過

(常任委員会での横断的な議論は困難であるとする意見)

- ・常任委員会は品川区議会委員会条例により所管事項が定められており、常任委員会での横断的な議論の実施は、所管事項の移管など、常任委員会のあり方そのものに影響を及ぼす懸念があるため、調査事項の横断的な議論の場として特別委員会の設置が必要である

(c) 結論 (到達点)

特別委員会の廃止については、複数の常任委員会の所管事項にわたる調査事項を調査する場として、特別委員会は不可欠であることから、現状どおり、必要に応じて特別委員会の設置を検討することとした。

「委員会における議員間討論」

(a) 現状・課題

現状、各委員会において議員間討論等が行われているが、議員間で一層活発な議論が行われることにより、議案等への理解を深め、区民の立場に立った政策決定ができるとの趣旨から、検討課題として提案された。

(b) 主な検討経過

(現状でも活発な討論が行われているとする意見)

- ・各委員会では、調査項目に応じて議員間討論を行ったり、委員会以外においても委員と関係団体との懇談の場を設けたりなど、既に様々な試みがなされている

(c) 結論 (到達点)

委員会における議員間討論については、各委員会において議員間討論をはじめ多様な形態の会議が実施されていることから、会議の手法については、今後も正副委員長に要望を伝えるなどして、現状の委員会活動を深めていくことで意見が一致し、現状の取扱いを継続することとした。

「常任・特別委員会における区民等からの意見聴取」

(a) 現状・課題

現状、議会における区民からの意見聴取の場として、各委員会において関係団体との懇談など多様な会議形態が試みられている。

本項目については、現状では十分な意見聴取の機会が確保されているとは言い難く、幅広く区民の意見を聴取し、政策提案に活かせるよう、議会全体として区民の意見を聴取する場を設ける等の改善が必要であるとの趣旨から、検討課題として提案された。

(b) 主な検討経過

(現状でも十分な意見聴取が行えているとする意見)

- ・平成26年に厚生委員会において複数の障害者団体との懇談が実施されており、委員会の裁量で意見聴取の場が持たれている。なお、各会派のヒアリングは会派の活動であり、議会または委員会の場での意見聴取とは分けて考えるべきである

(c) 結論 (到達点)

常任・特別委員会における区民等からの意見聴取については、各委員会において、これまで多様な形態の意見聴取の場が持たれていることから、現状どおり、各委員会の判断により、必要に応じて意見聴取の機会を設けることとする。

「議員の条例提案・調査能力の向上」

(a) 現状・課題

現状、議員による条例提案は、会派が条例案の調査および策定を行っている。

また、議会研修会に外部から講師を招いて、議員の能力向上および議会改革の意識の育成に努めている。

会派による条例提案は調査・案文策定のための作業負担が大きいことから、議員の条例提案や調査能力の向上のため、議会事務局の機能強化および大学などとの専門的知見の活用が必要であるとの趣旨から、検討課題として提案された。

(b) 主な検討経過

議会事務局の充実および強化としては、議会局への名称変更や法務担当職員の配置や大学など専門的知見の活用としては、専門家への調査依頼や議会アドバイザーの配置など、他議会の事例の説明があった。

(主な意見)

- ・条例案の策定は会派の作業負担が大きく、議員提案の条例策定に、現状よりも議会事務局の協力を得ながら議員提案に積極的に取り組むことができれば、議員提出議案の件数が増える
- ・会派の条例提案は、会派で進めることが原則。政務活動費を活用して外部機関に調査を委託することもできる
- ・議会基本条例において、議会事務局を議会の政策立案活動、調査活動を補佐する役割を担うと定めている議会もある

(c) 結論 (到達点)

議員の条例提案や調査能力の向上のため、議会事務局に求める役割や専門的知見の活用の具体的な項目がまとまらず、現状どおりとすることを確認した。

「議員が求める資料に関わる調査の保障」

(a) 現状・課題

現状、地方自治法に地方議会の調査権が複数規定されているほか、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、議員も行政情報の公開請求をすることができる。

本項目については、地方自治法に基づく議会の調査および品川区情報公開・個人情報保護条例による行政情報の公開請求は、行政情報の開示までに一定の日数がかかることから、議員の政策提案等に関わる調査研究のため、議員からの行政情報の資料要求や調査依頼に対して一層の協力・改善を執行機関に求めたいとの趣旨から、検討課題として提案された。

(b) 主な検討経過

(現状の資料要求で対応できるとする意見)

- ・法的には、議員個人は調査権を有していないが、現状、政策提案等に関わる調査研究のため、議員から資料要求があった場合、執行機関において対応可能なものについては任意で要求に応じている

(制度化を求めるものではないという提案者からの意見)

- ・本項目は、今後、議員が目的を明らかにして執行機関に資料要求を行っていくことにより、執行機関においても、資料提供範囲の拡大を図られたいという意識喚起であり、制度化を求めるものではない

(c) 結論 (到達点)

議員が求める資料に関わる調査の保障については、地方自治法に基づく議会の調査権および品川区情報公開・個人情報保護条例に基づく行政情報の公開請求以外に、議員の政策提案のための調査研究に関わる資料要求についても、執行機関において、対応可能なものは任意で応じていることから、現状の取扱いを継続することとした。

「議会に対する情報公開手数料の無料化」

(a) 現状・課題

現状、区議会が保有する行政情報に対する情報公開手数料は、品川区議会情報公開・個人情報保護規程により、区長が定める手数料の例（品川区情報公開・個人情報保護条例）によるとされ、閲覧・視聴・写しの交付にあたり、執行機関と同額の手数料を徴収している。

本項目は、区民の知る権利を保障する観点から、議会が保有する行政情報に対する情報公開に係る金銭的負担を軽減するため、手数料を無料化する必要があるとの趣旨から、検討課題として提案がされた。

(b) 主な検討経過

(手数料の無料化に慎重な意見)

- ・情報公開請求にかかる手数料については、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、執行機関と同額を定めており、議会と執行機関との均衡を図るとの観点から、議会が保有する行政情報のみを手数料徴収の対象外とするのは困難である
- ・情報公開手数料の無料化は、品川区情報公開・個人情報保護条例の改正が必要になるため、執行機関との協議が不可欠であり、議会および執行機関双方に関わる議論となることから、本分科会で結論を出せるものではない

(c) 結論 (到達点)

議会に対する情報公開手数料の無料化については、議会が保有する行政情報のみを切り離して手数料の無料化を検討することは困難であり、現状どおり、区議会に対する情報公開請求にかかる手数料は、品川区情報公開・個人情報保護条例および品川区議会情報公開・個人情報保護規程により、閲覧・視聴・写しの交付にあたり、執行機関と同額の手数料を徴収する。

「附属機関への議会の関与強化」

(a) 現状・課題

現状、区には附属機関が34あり、そのうち、8附属機関に議会選出委員として議員が在任している。議会選出委員は、区長からの依頼に基づき推薦を行っている。

附属機関に対する議会の関与状況を確認し、関与のあり方について見直す必要があるとの趣旨から、検討課題として提案された。

(b) 主な検討経過

(附属機関への議会の関与強化に積極的な意見)

- ・建築審査会や債権管理審議会など、区民生活と関わりが大きいものについては、政策の形成過程から関与したい
- ・附属機関で審議された内容について、所管の常任委員会への報告を求めたい

(附属機関への議会の関与強化に慎重な意見)

- ・現状、一部の審議会等には議員も関与している。また、審議会等の議題についても、内容に応じて所管委員会への報告がなされていることから、現状すでに必要十分な範囲で関与が行われていると考える
- ・現在議員が関与していない審議会等を確認すると、内容について専門性が高い、もしくは秘匿性が高い等、関与していない理由が明白なものが多い
- ・附属機関によっては、個人情報扱うこともあり、すべてを所管の常任委員会へ報告というのは難しい

(c) 結論 (到達点)

専門性・秘匿性の観点から、議員の関与が困難な附属機関が複数ある中、可能な範囲で議会の関与が行われていると判断し、現状どおりの取扱いとする。

【4】引き続き検討を要する項目

(1) 議会からの情報発信

「ケーブルテレビやSNS等を活用した情報発信」

(a) 現状・課題

CATVを活用した視覚的な情報発信の強化が望まれる。合わせて、その他の媒体を活用した多角的な情報発信を強化していく必要がある。

(b) 主な検討経過

視覚的な情報発信強化の必要性を踏まえ、平成27年度に制作した2本につづき、平成28年度においても議会広報番組として、委員会活動の紹介を中心とした内容と、議員OB・OGへのインタビューや議会の変遷を中心として区議会の歴史を紹介する内容の2本の番組を制作することとした。

ツイッターやフェイスブックなどのSNSについては、その活用方法をはじめ、区民が知りたい情報のアンケート調査を実施する必要性などを協議し、確認した。

(c) 結論（到達点）

ケーブルテレビを活用した今後の広報番組のあり方について、引き続きの検討を要するほか、ツイッターやフェイスブックなどのSNSの活用手法や内容についても、引き続き検討していく必要があることで一致した。

(2) 議会への住民参加

「議会モニター・議会アンケートの導入」

(a) 現状・課題

区民により身近な議会を目指し、区民の区議会に対する意見等を把握するため議会モニター・アンケートの導入について検討を行う必要がある。

(b) 主な検討経過

議会アンケートを実施されている新宿区議会の視察を行った。

地域の課題を抽出できる、議会として実施することに意義があるとする意見や、実施内容やその必要性、費用対効果の検証を充分に行うべきとの意見が出された。

(c) 結論（到達点）

議会モニター・議会アンケート共に、引き続き調査研究を要することで一致した。

(3) 議会の機能強化

「本会議場における一問一答方式および反問権の導入」

(a) 現状・課題

品川区議会本会議の一般質問では、一括質問・一括答弁の方式を採用している。また、反問権については本会議・委員会ともに採用していない。本会議における質問の活性化や論点の明確化による区民にわかりやすい議会に向けて、一問一答方式および反問権の導入について検討が必要である。

(b) 主な検討経過

一問一答方式を導入している他議会の事例や、反問権を導入している他議会の事例を共有したほか、一問一答方式を導入されている小平市議会の視察を行った。

新しい方式を導入することで議員の力量アップが図られるほか、本会議における質問のやりとりが傍聴者にとってわかりやすいものになるのではとの意見や、議席やマイク、映像収録カメラなどの大規模な設備改修が必要となり費用対効果が不明である、実際にわかりやすくなったとの評価につながっているかは疑問であるといった意見が出された。

(c) 結論（到達点）

一問一答方式の導入にあたっては検討事項が様々ある上、現状の議場のレイアウト等に変更が必要であり、費用対効果の検証も必要なことから、結論を得るには多くの時間が必要である。また反問権は、現状の議会運営での導入は困難であり一問一答と併せて議論すべき点が多いことから、双方とも引き続き調査研究を要する項目とした。

「通年議会の導入」

(a) 現状・課題

品川区議会では条例により、定例会は年4回、招集は毎年2月、6月、9月、11月と定めている。法律上、議会の招集は区長の権限だが、会期を通年にするすることで議会の監視機能が強まることが見込めることから、通年議会の導入について検討を要する。

(b) 主な検討経過

議決を要する契約案件などは次の定例会まで間が開くと影響が大きいことや、一般論で言えば首長の専決処分乱用に対する抑止になりうるとする意見があった一方、緊急に議決が必要な案件や議会からの要請に基づいて臨時会を招集してきた過去の実績や、議会側からの臨時会招集の請求を区長が拒否した事例が皆無であることなどをふまえ、導入に慎重な意見があった。

(c) 結論（到達点）

通年議会については、発言の訂正・取消や一事不再議の扱い等、議会運営上の課題整理が必要なことから実施の結論には至らなかったが、引き続き調査研究を要することで一致した。

「本会議場・委員会室への議員の携帯電話の持ち込み」

(a) 現状・課題

議員が本会議場・委員会室へ携帯電話を持ち込むことは認められていないが、災害時の緊急連絡手段として認めるか、会議の秩序維持を優先するか等、考えを整理する必要がある。

(b) 主な検討経過

危機管理上の観点や非常時に懐中電灯に代えて用いられることから持ち込みを認めるべきとする意見や、ICT化の進捗状況にあわせて、タブレット端末等の運用を議論していく中で再度議論していく必要がある等の意見が出された。

(c) 結論（到達点）

議員の本会議場・委員会室への携帯電話の持ち込みは、現状どおり認めない取扱いとするが、スマートフォン等の会議室への持ち込みについては、議員の審査・調査活動の有用なツールの一つとして、今後、議会のICT化に伴う運用検討の中で再度議論していく必要性がある項目として確認した。

(4) その他の項目

今後も議会基本条例等の諸課題については、引き続き課題整理・検討を要する。

3. 今後の議会改革の推進

この約2年間の議会改革の取組みは、検討会として各分科会の進捗状況や決定事項の確認を行いつつ、3分科会による調査・研究が改革の原動力となる「分科会中心主義」のスタイルとなった。

その中で、先の中間報告および今回の最終報告を経て、引き続き議員が主体となって動く複数の取組みについて方向性が固まり、今後もその取組みを継続的に行っていく仕組みが必要である。他方で、検討すべきとして残った課題があることと合わせ、未だ顕在化していない新たな課題が今後発生する場合もあることから、継続的な議会改革が望まれる。

そこで、本最終報告後も引き続き議会改革の取組みを推進していく体制について検討会で協議し、議員主導の取組みを行う部門を独立して設置すること等と合わせ、品川区議会として申し合わせるべきとして、以下のとおり結論を得た。(別添資料P66参照)

(1) 議会改革推進会議

主として本最終報告における「2.【4】引き続き検討を要する項目」について協議するほか、今後新たに課題となった項目について検討する会議体として改めて設置する。構成員は、今回の検討会を概ね引継ぎ、各会派を代表する議員12名ほどを想定する。

(2) 広報会議

本最終報告における「2.【2】今後実施を予定していく項目」となる「区議会だよりの改善」や「インターネット中継のスマートフォン・タブレットへの対応」に基づき、区議会だよりの編集等に携わる。構成員は、各会派等から選出した議員11名～14名を想定する。

(3) 議会報告会等準備会議

本最終報告における「2.【1】実施に至っている項目」である「議会報告会等の開催」について、区民との意見交換会等と合わせ、準備に従事する。構成員は、各会派等から選出した議員11名～14名を想定する。

(4) ICT推進会議

本最終報告における「2.【2】今後実施を予定していく項目」となる「議会ICT化の推進」について、運用ルールの策定・周知や使用方法の会派等内周知に当たる。構成員は、各会派等から選出した議員8名ほどを想定する。

4. 活動経過

検討会および各分科会の活動経過（協議・検討内容）は、以下のとおりである。

【1】議会改革検討会の活動経過（協議・検討内容）

第1回（平成27年7月30日）

- 議会改革検討会の進め方について
座長、副座長各1名を置くことや各分科会リーダーの出席および議員傍聴など検討会および分科会の運営などについて協議した。
- 座長（副座長）の選出について
渡辺裕一議員が座長に、たけうち忍議員が副座長に選出された。
- 検討課題および分科会について
提出された検討課題について、各会派から説明を受け、意見交換を行った。
また、分野ごとに議論を深める必要があることから3つの分科会を設置することとした。

第2回（平成27年8月18日）

- 検討課題について
分科会ごとに整理した検討課題について取り組むこととした。
- 分科会について
各分科会の人数配分は情報発信分科会を11名、住民参加分科会を13名、議会機能強化分科会を15名とし、各分科会のリーダーは1名、サブリーダーは2名とした。また、各分科会のリーダー・サブリーダーの選出方法などについて協議した。

第3回（平成27年8月27日）

- 分科会メンバーおよびリーダー・サブリーダーの決定について
各分科会のメンバーおよびリーダー・サブリーダーを決定した。
- 検討会および分科会運営上の確認事項について
 - ① 議事録については、検討会は作成し、分科会はサブリーダー等が会議要旨を作成することとした。
 - ② パソコン等の電子機器については、検討会は持ち込みを不可とし、分科会は持ち込みを可とした。
 - ③ リーダー・サブリーダー会については、必要があるときに開催することとした。
- スケジュール（案）について
検討会のスケジュールは、概ね2年間で最終報告を作成等することとした。

第4回（平成27年11月25日）

○ 各分科会の進捗状況について

【情報発信分科会】

- ① 区議会ホームページへの検討会・各分科会の活動状況掲載の提案を行い、各分科会に検討を依頼した。
- ② 区議会ホームページの改訂、区議会だよりの見直し、ケーブルテレビの番組制作についての進捗状況の報告があった。

【住民参加分科会】

議会報告会開催検討の進捗状況について報告があり、議会報告会を開催することとした。

【議会機能強化分科会】

「分科会全体で議論するもの」と「グループに分けて議論するもの」に分けて検討を進め、特にICT化の検討を積極的に進めていく旨の報告があった。

第5回（平成28年1月22日）

○ 検討会・分科会活動状況のホームページ掲載について

検討会・各分科会活動状況のホームページへの掲載を決定し、内容、掲載ルール、掲載日を決めるとともに、共通フォーマットを示し、掲載に向けて取り組むこととした。

○ 各分科会からの確認事項について

【情報発信分科会】

- ① ケーブルテレビ議会広報番組の内容、撮影日等の報告があった。
- ② 区議会ホームページの改訂内容について報告があった。

○ 各分科会の中間報告項目等について

各分科会からの中間報告（案）の提出時期を2月末日とした。
各分科会リーダーから中間報告する項目について報告があった。

第6回（平成28年2月4日）

○ 各分科会からの確認事項について

【住民参加分科会】

議会報告会の実施内容の報告があり、議会報告会の実施に向け、各常任委員長等の住民参加分科会への出席要請があった。

第7回（平成28年4月26日）

○ 中間報告書について

文案について協議し、表現の修正を正副一任として内容を決定した。

○ 新たな検討課題について

「本会議場・委員会室への携帯電話の持ち込みについて」は、機能強化分科会での検討を求めることとした。



第8回（平成28年6月24日）

○ 第1回議会報告会報告書について

住民参加分科会により調製された報告書について、原案のとおり確認した。

第9回（平成28年9月14日）

○ 平成29年度予算（議会費）への要望について

各分科会からの申し出のとおり、検討会として要望していくことを決定した。

○ 各分科会からの確認事項について

【住民参加分科会】

住民参加分科会メンバーによる品川女子学院中等部での中学生との意見交換会の実施について、確認した。

第10回（平成28年12月16日）

○ 検討会後の議会改革について

検討会終了後の進め方にかかる正副座長案を示し、期日を設けて各会派からの意見を聴取することとした。

○ 最終報告について

資料記載の様式および日程で、各分科会より最終報告を受けることを確認した。

第11回（平成29年1月23日）

○ 検討会後の議会改革について

検討会後の議会改革の進め方について、協議した。

○ 各分科会からの確認事項について

【情報発信分科会】

議案・委員会資料および議員の各議案への賛否のホームページでの公開について、平成29年第1回定例会から始めていく旨の報告があった。

【住民参加分科会】

第2回目となる議会報告会の実施概要の報告があり、5月13日の開催や実行委員会による準備等について確認した。

第12回（平成29年2月16日）

○ **議会報告会の実施について**

議会運営委員会より差し戻された実施の概要について、改めて確認した。

第13回（平成29年2月24日）

○ **検討会後の議会改革について**

検討会後の議会改革の進め方について、決定した。

○ **最終報告（案）について**

各分科会の最終報告を確認するとともに、検討会としての最終報告書の調製に向けて素案を示し、期日を設けて各会派からの意見を聴取することとした。

第14回（平成29年3月28日）

○ **最終報告について**

最終報告について協議し、内容を決定した。

【2】各分科会の活動経過（協議・検討内容）

（1）情報発信分科会

第1回（平成27年9月4日）

- 検討会・分科会のメンバー等について
メンバーの氏名確認と自己紹介をした。
- 分科会の運営等について
ホームページの「見やすさ」、「使いやすさ」といった視点にたち、表記の変更や「議会改革」、「こどもページ」などの機能追加を検討した。

第2回（平成27年9月25日）

- ホームページの改訂について
機能等の充実のための検討を進めるとともに、「議会改革」の取り組みをホームページへ掲載することについて、検討会で提案することとした。
- 議会だよりの見直しについて
ケーブルテレビによる議会の広報番組の制作について検討した。

第3回（平成27年10月22日）

- 議会だよりについて
紙面の構成や内容、議員の編集への参加について検討した。
- ケーブルテレビの番組について
制作した番組の放送時間については、本会議放送中の空き時間とすることとした。

第4回（平成27年12月2日）

- 議会だよりについて
サブリーダーより、他自治体の議会だよりの視察について報告があった。
- ケーブルテレビの番組について
ケーブルテレビ品川から提出された企画案をもとに検討した。

第5回（平成27年12月21日）

- ケーブルテレビの番組について
議会広報番組は、以下の内容とすることとした。
制作本数：3分ビデオを2本
タイトル：①「品川区議会って何だろう？」
②「品川区議会を見てみよう！」
- ホームページについて
「議会改革」の機能を追加する際の掲載ルール、内容および共通フォーマットについて検討した。

- **区議会だよりについて**
区議会だよりの見直しについて意見交換を行った。

第6回（平成28年1月18日）

- **ケーブルテレビの番組について**
台本の内容等について協議した。
- **ホームページについて**
「議会改革」の機能を追加する際の掲載ルール、内容および共通フォーマットを確認し、次回検討会に提案することとした。
- **区議会だよりについて**
区議会だよりの検討については、4月以降に行うこととした。

第7回（平成28年2月16日）

- **中間報告（案）について**
以下の項目を中間報告（案）とすることとした。
 - ①「区議会ホームページの充実」
 - ②「ケーブルテレビによる情報発信」
- **ケーブルテレビの番組について**
現在の制作状況と今後のスケジュールを確認した。
- **ホームページへ掲載する分科会からのメッセージについて**
メッセージについては、リーダー・サブリーダーに一任することとした。

第8回（平成28年3月18日）

- **今後の分科会の進め方について**
検討スケジュール（案）を示して今後の進め方を確認し、引き続き取り組むこととした。
- **区議会だより臨時会号について**
過日開催の議員研修会で出された「区議会だより」に関する意見と第1回臨時会号発行スケジュール（案）をもとに検討を行った。
- **ホームページへ掲載する分科会からのメッセージについて**
ホームページ掲載用の分科会メッセージをまとめた。

第9回（平成28年4月7日）

- **区議会だより臨時会号の紙面割について**
見開き紙面割の全体的な構成について意見を交わし、検討会および各分科会に原稿の提出を依頼することとした。
- **区議会だよりの定例会号の改善について**
「見やすさ」という点を主眼に意見を出し合い、各メンバーが見やすいと考える他自治体の議会だよりを、次回の分科会に持ち寄ることとした。

○ ケーブルテレビ番組について

「議会報告会」の番組化は見送ることを決定し、平成28年度以降の番組内容については、改めて検討することとした。

第10回（平成28年4月25日）

○ 区議会だより臨時会号について

提出を受けた原稿を元に作成した紙面について、意見交換を行った。

第11回（平成28年5月13日）

○ 区議会だより臨時会号の紙面確認（1校）について

掲載内容やデザインについて、意見交換を行った。

○ 区議会だよりの定例会号の改善について

紙面の大きさや構成内容、議員の編集への参加について、検討した。

第12回（平成28年6月8日）

○ 区議会だより臨時会号の紙面確認（最終校）について

字句等について意見交換を行い、修正を正副リーダーに一任した。

○ 区議会だよりの定例会号の改善点について

A4判化や構成・内容の改善に向けて、論点整理に取り組んだ。

○ ケーブルテレビの番組について

今年度も新たな番組を制作することを確認した。

第13回（平成28年7月6日）

○ 区議会だよりの定例会号の改善点について

一般質問や委員会活動の掲載方法等について議論し、持ち帰り検討した結果を次回の分科会に持ち寄ることとした。

○ ケーブルテレビ番組について

新たに作成する番組内容について検討した。

第14回（平成28年8月24日）

○ ケーブルテレビ番組について

「区議会を知ろう(委員会)」と「区議会の歴史」の2つの番組製作を決定した。

○ 区議会だよりの定例会号の改善点について

代表・一般質問の掲載方法や全体のページ数について、確認した。

第15回（平成28年9月14日）

○ ケーブルテレビ番組について

製作番組には情報発信分科会メンバーが出演することとし、インタビューをする人選については、今後検討していくこととした。

- **区議会だよりの定例会号の改善点について**
予算要望に際する各号のページ数について、決定した。
- **今後の取り扱うテーマについて**
区議会だよりを校正する分科会解散後の会議体等について、意見交換した。

第16回（平成28年11月10日）

- **ケーブルテレビ番組について**
製作する番組の内容について意見を交わし、確認した。
- **区議会だよりの定例会号の改善点について**
現状の課題について議論し、基本方針、議員の関わり方、編集体のあり方について検討を進めることを確認した。
- **今後の取り扱うテーマについて**
特に意見は出なかった。

第17回（平成28年12月19日）

- **区議会だよりの編集方針等について**
編集方針や編集会議のあり方などについて議論した。
- **今後の取りまとめ（最終報告）について**
分科会としての最終報告の取りまとめ方について確認した。

第18回（平成29年1月19日）

- **区議会だよりの編集方針等について**
編集方針や代表・一般質問の原稿の執筆方法等について議論した。
- **今後の取りまとめ（最終報告）について**
正副リーダーで作成したたたき台を示し、次回改めて確認することとした。

第19回（平成29年2月8日）

- **区議会だよりの編集方針等（修正版）について**
編集方針や代表・一般質問の原稿の執筆方法等について確認した。
- **今後の取りまとめ（最終報告）について**
正副リーダーの素案を基に協議し、内容を決定した。
- **区議会だより臨時会号について**
本年発行号においても議会改革を特集し、各分科会のリーダーに執筆を依頼することとした。

(2) 住民参加分科会

第1回（平成27年9月4日）

- 検討会・分科会のメンバー等について
メンバーの氏名確認と自己紹介をした。
- 分科会の運営等について
分科会の検討課題、検討会スケジュール等を協議した。
- 検討課題の進め方について
課題を大きく「議会報告会」と「それ以外」で区分し、「議会報告会」を先行して取り扱うこととした。

第2回（平成27年9月28日）

- 議会報告会について
議会報告会の開催について、開催時期は平成28年4月末から5月中を目途とし、開催主体を区議会全体とすることとした。また、直近で開催される議会報告会への視察を実施することとした。

視 察（平成27年11月11日）

- 議会報告会の視察
主催者：八王子市議会
時 間：午後7時～午後8時半

視 察（平成27年11月18日）

- 議会報告会の視察
主催者：港区議会
時 間：午後6時半～午後8時半

第3回（平成27年11月19日）

- 議会報告会について
他議会で開催した議会報告会の視察の結果を踏まえて、目的、実施内容等について意見交換を行った。
- 議会改革検討会への報告について
以下の3点を検討会への報告事項とすることとした。
 - ①開催時期：平成28年4月中旬から5月末
 - ②開催主体：区議会全体
 - ③協力依頼：各議員および常任委員長等に依頼

第4回（平成27年12月10日）

- **議会改革検討会の報告結果について**
議会報告会の開催について検討会です承された旨を報告した。
- **議会報告会開催の目的について**
区民により身近な区議会であることを目指し、区民との双方向の対話により、議会の機能の向上を図ることとした。
- **議会報告会の日程および会場について**
会場等については、以下のとおりとした。
 - ①日 程：平成28年5月31日（火）
 - ②会 場：きゅりあん7Fイベントホール（CDE面）

第5回（平成28年1月12日）

- **中間報告のまとめについて**
本分科会の中間報告の項目を「議会報告会について」とすることとした。
- **議会報告会の内容等について**
「区議会だより」や「広報しながわ」、「統合ポスター・ちらし」により、報告会開催を周知することとした。

第6回（平成28年1月27日）

- **議会報告会の内容等について**
報告会の内容等は、以下のとおり決定した。
 - ①開催方法は、2部形式（ワークショップを開催）とする。
 - ②質疑応答は、質問票の配布・回収の方法とする。
 - ③役割分担は、本分科会メンバーをリーダーとする。
 - ④次回の分科会に常任委員長等の出席をお願いする。

第7回（平成28年2月19日）

- **議会報告会の委員会報告について**
常任委員長と予算特別委員長を交えて報告内容等について意見交換を行った。
- **ワークショップの内容について**
冒頭にクイズを取り入れ、「区議会だより」をテーマとしたワークショップや「議会・議員に言いたいこと」を区民より聴く形式とし、今後「意見交換会」と呼称することとした。
- **分科会メンバーの役割分担について**
事前準備および当日の役割分担について正副リーダー案のとおりとした。
- **中間報告について**
以下の項目を中間報告（案）とすることとした。
 - ①「議会報告会の開催」

第8回（平成28年3月3日）

- **意見交換会について**

第2部の意見交換会の時間配分および内容等について以下のとおりとした。

 - ①クイズ：7分（区および議会に関する出題）
 - ②区議会だよりの討議：15分
 - ③意見交換：8分
- **分科会メンバー以外の議員の役割分担について**

議会報告会の議員の役割分担を決めた。
- **全体の時間配分について**

第2部との間の休憩を15分とすることとした。
また、情報発信分科会で取り組んでいる議会広報番組（3分番組×2本）の放映の提案があった。
- **保育スペース等について**

3階保育室の利用および保育士配置を検討した。
- **手話通訳、要約筆記について**

手話通訳者は配置し、要約筆記は引き続き検討することとした。
- **配布物について**

備品等準備班でアンケート様式などの案を作成することとした。

第9回（平成28年3月23日）

- **保育スペースと保育士の配置等について**

保育スペースは、会場内のみの設置とし、議員が対応することとした。
- **要約筆記について**

要約筆記を配置することとした。
- **周知ポスター・ビラ、区議会だより等の広報について**

メンバーからの提案をもとに、ポスター等作成班で修正を加えた。
- **配付物・備品について**

備品等準備班において、備品の準備、文書の校正などの作業を進めることとした。
- **意見交換会のクイズの内容について**

形式は3択を基本とし、項目について協議した。

第10回（平成28年4月6日）

- **周知ポスター・ビラについて**

作成された3点のポスター案を吟味し、決定した。
- **区議会だよりの広報（案）について**

2案を比較検討し、縦長版の採用を決定した。
- **会場（きゅりあん イベントホール）の調査状況について**

実地調査の結果を報告し、会場の状況を確認した。

- 配布物について
配布物について整理するとともに、会場内表示の文言を確認した。
- 意見交換会の議員の配席について
示された配席案について協議し、原案のとおり決定した。

第11回（平成28年4月25日）

- 横断幕・立て看板の題名について
3案をもとに検討を進め、横断幕・立て看板の題名を決定した。
- 意見交換会のクイズについて
3択クイズの内容について、4問の内容を決定した。
- 当日の備品等の確認について
必要備品の確認と準備の割当てについて確認した。
- リハーサル等について
リハーサルの実施内容と合わせ、当日の進行や各議員の動き、混乱時および体調不良者への対応等について、確認した。

議会報告会実行委員会 兼 議会報告会リハーサル（平成28年5月16日）

- ・ 議長あいさつ
- ・ 当日の進行と各議員の役割等について
- ・ 意見交換会の議員の対応等について
- ・ リハーサル および質疑応答
- ・ 各部門別打ち合わせ

第12回（平成28年5月19日）

- リハーサルを踏まえての確認・変更等について
配布物の記載内容や当日の実際の動きの変更点等について確認を行った。
- 意見交換会について
実施方法および発表代表者の発表項目について決定した。
- 備品の確認等について
荷物の運搬や当日の集合・準備や体制等について確認した。

第13回（平成28年6月2日）

- 第1回議会報告会の開催結果について
成果や課題への所見を各分科会メンバーより出し合い議論した。
- 区議会だよりへの掲載について
掲載する写真や円グラフ、文章の内容などについて検討した。
- 報告書の作成について
リーダー・サブリーダーで素案を作成し、次回の分科会前にあらかじめ配付することとした。

第14回（平成28年6月21日）

- 第1回議会報告会報告書について
質疑応答や総括の内容について、素案の文面を検討・調整した。
- 区議会ホームページへの掲載について
本分科会での意見をふまえ加筆修正した内容を検討会で諮り、議会運営委員会での報告を経てホームページに掲載することを確認した。

第15回（平成28年7月26日）

- 議会報告会の今後の開催について
今後も継続して開催していく方向性を確認し、年度内の2回目の開催や内容について、持ち帰り検討することとした。
- その他の住民参加について
委員会傍聴や意見陳述および議会報告の他の実施形態について、議論した。

第16回（平成28年8月25日）

- 議会報告会の今後の開催について
次回の報告会開催については引き続き検討とし、品川女子学院中等部・高等部の学生との意見交換の場について、調整を進めていくことを確認した。
- その他の住民参加について
磁気ループについては、試験的に1機を購入できるよう、所要経費を来年度予算に計上するよう要望していくことを確認した。
委員会資料の配布、委員会室の傍聴席の拡張、請願者・陳情者の意見陳述の機会については、現状のとおりとすることを確認した。

第17回（平成28年9月14日）

- 意見交換会の開催について
品川女子学院中等部での意見交換会を11月21日に実施することを確認し、意見交換会のテーマについて検討した。
- 第2回議会報告会の開催について
開催時期について、平成29年5月の臨時会前に行うことを確認した。
開催に当たっての準備体制や当日の報告内容については、持ち帰り検討することとした。

第18回（平成28年9月28日）

- 意見交換会の開催について
意見交換テーマについて複数示した項目より学校で選定していただくこととし、生徒への事前アンケート項目についても学校にご確認いただくこととした。
- 第2回議会報告会の開催について
会場等について、以下のとおりとした。

- ①日 程：平成29年5月13日（土）午後・夜間
- ②会 場：きゅりあん7Fイベントホール
- 議会アンケート・議会モニター制度について
他分科会への影響をふまえて、今後具体的な検討を進めていくこととした。

第19回（平成28年10月18日）

- 意見交換会の開催について
学校より示された6テーマを報告し、意見交換のテーマとして了承した。
- 第2回議会報告会の開催について
報告内容等について、第1回議会報告会の参加者にご記入いただいたアンケートのご意見を参考に検討を進めることを確認した。
- 議会アンケート・議会モニター制度について
他自治体での実施状況を確認するため、新宿区議会の視察を行うこととした。

第20回（平成28年11月15日）

- 意見交換会の開催について
11月21日の当日を迎えるにあたり、進行や役割分担のほか、写真撮影や政治的中立性への配慮その他の注意事項について確認した。

視 察（平成28年12月21日）

- 区議会アンケートについて
視察先：新宿区議会
時 間：午後1時半～午後3時



第21回（平成29年1月18日）

- 品川女子学院との意見交換会の実施報告について
実施した意見交換会について、報告書を作成していくことを確認した。
- 議会アンケートについて
実施目的や費用対効果についてさらなる検討が必要なことから、今後も引き続き調査研究を行う必要があることを確認した。
- 第2回議会報告会の開催について
開催時間や報告内容などについて議論し、改めて確認することとした。

第22回（平成29年2月17日）

- 第2回議会報告会の開催について
報告内容や周知方法等について、協議した。
- 最終報告（案）について
正副リーダーの素案を基に協議し、内容を決定した。
- 品川女子学院との意見交換会の報告書（案）について
リーダー作成の素案の内容を確認し、決定した。

(3) 議会機能強化分科会

第1回（平成27年9月4日）

- 検討会・分科会のメンバー等について
メンバーの氏名確認と自己紹介をした。
- 分科会の運営等について
各課題検討に対する進め方について意見交換を行った。

第2回（平成27年9月29日）

- 課題検討の優先順位について
メンバーより、各課題の優先順位の考え方とその理由について説明があった。

第3回（平成27年11月10日）

- 課題検討の進め方について
「検討の進め方イメージ」（案）を示し、全体で議論するものとグループで議論するものとの課題を分け、検討を進めていくこととした。
全体 ⇒ 既の実施している議会運営の変更等
 - ・ 「議員同士の討論」
 - ・ 「本会議・委員会の傍聴者に議員の席次を明らかに」
 - ・ 「請願原本の早期配付」などA班 ⇒ 議会のICT化
 - ・ 「PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、電子メールの活用」などB班 ⇒ 議会運営に関する新たな取組み
 - ・ 「本会議での一問一答方式」など

第4回（平成27年12月1日）

- 議会改革検討会（第4回）の概要報告について
リーダーより、各分科会の進捗状況について概要報告があった。
- 課題検討（全体検討）について
 - ① 「議員同士の討論」
現状の委員会活動を深めていくことで確認した。
 - ② 「議会開催中の文書質問の仕組みづくり」
 - ③ 「代表質問、一般質問の再質問の時間制限をなくすこと」
引き続き検討を行うこととした。
- 課題検討（グループ検討）について
 - A班 ⇒ タブレットの操作性の確認
ICT化に対する具体的なイメージの共有を図った。
 - B班 ⇒ 本会議での一問一答方式
先行導入議会の録画映像を視聴した。

第5回（平成28年1月19日）

○ 検討会からの確認事項について

ホームページ「議会改革」への検討会等の開催状況の掲載を了承した。
中間報告（案）の取りまとめ、スケジュール等の報告があった。

○ 課題検討（全体検討）について

④と⑤については中間報告（案）とすることとした。

①「議案発送と同時に資料を配付し1週間調査研究時間を保証」

②「議員の求める資料について調査を保証」

③「委員会開催2日前の委員への審査・調査予定表と資料の配付を更に早めること」

引き続き検討を行うこととした。

④「本会議・委員会の傍聴者に議員の席次を明らかに」
傍聴者に議員の席次表を配付することを確認した。

⑤「請願原本の早期配付」

各会派等への請願・陳情の写しの配付を早めることを確認した。

○ 課題検討（グループ検討）について

A班 ⇒ 議会のICT化

以下の2点を中間報告（案）とすることとした。

①「PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、
データ化、電子メールの活用」

②「本会議場・委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）」

B班 ⇒ 本会議での一問一答方式

意見交換を行った。

第6回（平成28年2月23日）

○ 検討会からの確認事項について

ケーブルテレビ広報番組制作および中間報告の提出時期について、リーダーより報告があった。

○ 中間報告（案）について

以下の項目を中間報告とすることを確認した。

①「PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、
データ化、電子メールの活用」

②「本会議場・委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）」

③「本会議・委員会傍聴者への議員席次の配付」

④「請願・陳情の早期配付」

○ 課題検討（全体検討）について

①「議案発送と同時に資料を配付し1週間調査研究時間を保証」

②「委員会開催2日前の委員への審査・調査予定表と資料の配付を更に早めること」

- ③「議事録音データの保存」
引き続き検討を行うこととした。
- ④「議員の求める資料について調査を保証」
- ⑤「特別委員会の廃止（常任委員会にできるだけ組み込み、横断的な議論を可とする等、柔軟な対応を認める）」
現状どおりとすることを確認した。

○ **課題検討（グループ検討）について**

以下の課題項目について検討した。

A班 ⇒ ICT化に求める機能と検討を進める上での留意点について
検討を行った。

B班 ⇒ 本会議での一問一答方式
導入時の課題を整理した。

第7回（平成28年3月22日）

○ **ホームページに掲載する分科会からのメッセージについて**

区議会ホームページへの各分科会の紹介文の掲載について報告があった。

○ **課題検討（全体検討）について**

①「議事録音データの保存」

引き続き検討を行うこととした。

②「常任・特別委員会において区民の方々、関連団体の意見を聞く場 etc」

③「議会に関する情報公開手数料の無料化」

現状どおりとすることを確認した。

○ **課題検討（グループ検討）について**

以下の課題項目について検討した。

A班 ⇒ タブレット端末、プロジェクター等の使用に関する規程整備につ
いて

規程の案を示し、検討を行った。

B班 ⇒ 本会議での一問一答方式
小平市議会の視察について確認した。

視 察（平成28年5月10日）

○ **本会議での一問一答方式の導入状況について（B班）**

視察先：小平市議会

時 間：午後1時～午後3時

視 察（平成28年5月24日）

○ **議会ICTの現状の視察（A班）**

視察先：逗子市議会

時 間：午後3時半～午後5時半

第8回（平成28年9月7日）

○ 機能強化分科会の予算要望について

議会運営にタブレット等を導入する際に必要な諸経費について、持ち帰り検討を要するとする共産が会派として賛同する場合には、分科会としての予算要望項目とすることを確認した。

第9回（平成28年9月28日）

○ ICT班からの確認事項について

共産の賛同を確認し、ICT班でまとめた導入までのスケジュールと予算要求額の概算について、班のリーダーより説明があり、質疑を行った。

○ 検討課題の追加について

携帯電話の議場・委員会室への持ち込みについて、新たに分科会の検討項目とすることを確認し、現状どおり認めないとの結論に至った。

○ 課題検討（全体検討）について

議事録音データの保存については、現状どおり1年間とすることを確認した。

第10回（平成28年10月17日）

○ 課題検討（全体検討）について

- ①「議決事件の追加・条例化（長期基本計画等）」
 - ②「各種審議会の構成や上位の行政計画の決定過程における議会関与の強化」
- 持ち帰り検討することとした。

○ 課題検討（グループ検討）について

A班 ⇒ 議会のICT化について

導入端末にかかる要求機能等について検討を行った。

B班 ⇒ 本会議での一問一答方式について

一問一答方式の導入は、議場の形状および費用対効果の面から実施の考えには至らず、今後も引き続き調査研究を行う必要があることを確認した。

班活動（平成28年11月22日）

A班 ⇒ 議会のICT化について

導入端末の要求機能について検討を行った。

第11回（平成28年11月25日）

○ ICT班からの確認事項について

ICT班より、タブレット端末やクラウド文書共有システムを導入する際に、仕様書に加えるべき機能要求項目について説明があり、分科会として確認した。

○ 課題検討（全体検討）について

- ①「議決事件の追加・条例化（長期基本計画等）」

基本構想を議決事件として追加することと決定した。

②「各種審議会の構成や上位の行政計画の決定過程における議会関与の強化」
審議会等の種類について整理し、引き続き議論することとした。

○ **課題検討（グループ検討）について**

B班 ⇒ 午前の本会議（一般質問等）が11時10分～20分に休憩に入る場合、午後の一般質問等を午前にくり上げるることについて

午前中から一般質問を行う本会議において、午前の質問者数を現状の2名から3名に増やすことを確認した。

第12回（平成28年12月26日）

○ **課題検討（グループ検討）について**

A班 ⇒ 議会のICT化

班としての最終報告(案)やタブレット端末の使用規程(案)を示した上で、持ち帰り検討し次回改めて協議することとした。

B班 ⇒ ①行政側の反問権 ②通年議会および会期の見直し

現状の議会運営から導入の結論には至らず、今後も引き続き調査研究を行う必要があることを確認した。

③委員会開催を一日一委員会に、閉会中の委員会開催の分散化
現状どおりとすることを確認した。

○ **最終報告について**

各検討項目の結論を整理しての最終報告（案）の取りまとめ、スケジュール等の報告があり、確認した。

○ **課題検討（全体検討）について**

①「議決事件の追加・条例化（長期基本計画等）」

条例の内容や体裁等について、引き続き議論することとした。

②「各種審議会の構成や上位の行政計画の決定過程における議会関与の強化」
常任委員会への審議内容の報告について、引き続き議論することとした。

第13回（平成29年1月19日）

○ **課題検討（グループ検討）について**

A班 ⇒ 議会のICT化

タブレット端末の使用規程(案)を確認し、班としての最終報告(案)について、持ち帰り検討し次回改めて協議することとした。

B班 ⇒ 議会事務局の充実および強化、条例提案と修正案作成の能力を高める、大学などの専門的知見の活用について

現状どおりとすることを確認した。

○ **課題検討（全体検討）について**

①「議決事件の追加・条例化（長期基本計画等）」

条例の内容や体裁等について、引き続き議論することとした。

②「各種審議会の構成や上位の行政計画の決定過程における議会関与の強化」
現状どおりとすることを確認した。

第14回（平成29年2月6日）

- **課題検討（グループ検討）について**
A班 ⇒ 議会のICT化
班としての最終報告について決定した。
- **課題検討（全体検討）について**
「議決事件の追加・条例化（基本構想）」
条例の中身や体裁等について決定した。
- **最終報告について**
正副リーダーの素案を基に協議し、内容を決定した。

議会改革検討会 最終報告書

別添資料

- ◇ 議会改革検討会の構成 1
- ◇ 議会改革検討スケジュール 2
- ◇ 情報発信分科会 最終報告（平成29年2月8日決定） 3～5
- ◇ 住民参加分科会 最終報告（平成29年2月17日決定） 6～10
- ◇ 議会機能強化分科会 最終報告（平成29年2月6日決定） 11～34
- ◇ ICT班最終報告書 35～65
- ◇ 議会改革検討会後のイメージ図 66

議会改革検討会の構成

(H27年6月～)

議会運営委員会

※議長諮問機関として検討会を設置し、課題の検討を進める提案



議会改革検討会

◎構成メンバー：会派ドントによる10人＋各少数会派代表者1人

◎検討課題：●議会基本条例の制定

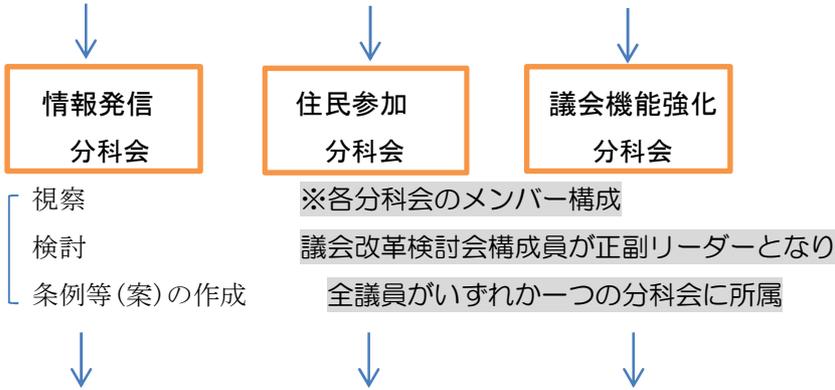
- ・通年議会
- ・一問一答
- ・反問権
- ・議決事件の条例化

●議会のICT化（タブレット利用等）

●区議会だより掲載内容の見直し

●議会報告会の開催

◎検討の進め方：各分科会で議員主導により検討を深める



議会改革検討会

○各分科会からの検討結果の報告

○実施に向けた検討

○まとめを議長へ報告



議会運営委員会

○議長から検討結果の報告

○実施の決定

議会改革検討スケジュール

	平成27年						平成28年												平成29年											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
検討会	<p>9月以降、2ヶ月に1回を基本に検討会を開催 課題についての意見交換、イメージ共有化、課題分類化</p> <p style="text-align: center;">第1回議員研修会(講演会)開催</p> <p style="text-align: center;">検討会中間報告作成・提出</p> <p style="text-align: center;">平成29年度予算要望協議</p> <p style="text-align: right;">検討会最終報告作成・提出</p> <p style="text-align: right;">※4月以降は新たに組織を再編</p>																													
分科会	<p>9月以降、月1回を基本に分科会開催 課題について意見交換、イメージ共有化、課題分類化</p> <p style="text-align: center;">分科会中間報告作成・提出</p> <p style="text-align: center;">平成29年度予算要望協議</p> <p style="text-align: right;">分科会最終報告作成・提出</p>																													
議会運営委員会	<p style="text-align: center;">第2回議員研修会(講演会)開催</p> <p style="text-align: center;">検討会中間報告内容の検討協議・決定、実施 ※必要に応じ、会議規則、委員会条例等の改正、申し合わせの改訂を行う。 改正は3定上程を目途とする。</p> <p style="text-align: right;">検討会最終報告内容の検討協議・決定、実施 ※必要に応じ、会議規則、委員会条例等の改正、申し合わせの改訂を行う。 改正は3定上程を目途とする。</p> <p style="text-align: right;">議会改革実施結果の評価・検証</p>																													
議会日程 その他	3定		4定		1定			2定		3定		4定		1定			2定		3定		4定									

情報発信分科会 最終報告

検討課題	区議会だよりの改善
検討の論点 (問題点)	<p><区議会だよりの課題> 区議会だより＝「区民と議会をつなぐ重要な役割をもった情報媒体」 ⇒現状は、「読みにくい」「内容が難しい」など改善の余地があり、これらの課題を解消する必要がある。</p> <p>●区民の「ニーズ」を的確に捉えた区議会だよりを目指していく。</p>
検討内容・経過	<p>1. 臨時会号の制作について ○28年臨時会号について、区民の手にとってもらえるよう内容を一新し、また、その編集作業に議員が関わることでそのあり方についても検証した。 ・「議会改革」を2面と3面で大々的に特集。 ・色の使い分けや写真、イラストの配置などレイアウト全般について議論。 ・各分科会の記事については、各分科会に依頼し、議員が中心で作業を進めた。</p> <p>2. 定例会号等の改善について ○新年号および臨時会号を含め、現状の区議会だよりについて問題点を抽出し、分科会の共通理解として、「手に取って読んでもらえるような内容」「文字は大きく平易な表現」などに変えていくことで方向性を確認した。 <主な改善点> ①紙面サイズについて⇒A4サイズとする。 ②総ページ数⇒1定号は24ページ。2定・4定号は16ページ。 3定号は20ページ。新年号は4ページ。臨時会号は8ページとする。 ③代表・一般質問⇒代表質問は1人1ページ。一般質問は2人で1ページとする。 ④議案の賛否⇒どう掲載するかは未定だが、「読みやすさ」という視点を念頭に。</p> <p>3. 今後の進め方について ○「議会だよりの編集方針」「議会だより 代表質問・一般質問の原稿執筆について」の作成 今後、区議会だよりを作っていくにあたっての、議員の関わり方、事務局との役割分担等について一定のルール（指針）を作成し、今後はこれをベースに進めていく。 ○（仮称）広報会議のあり方 現行の情報発信分科会を引き継ぐ形で、区議会だよりを企画編集するような組織体の必要性が確認された。</p> <p>(なお、区議会だよりについては現状維持でよいとの意見もあった)</p>
検討結果 (到達点)	<p>●「読みやすい、親しみやすい、わかりやすい」区議会だよりをめざし、作成した編集方針に基づき、平成30年新年号よりリニューアルできるよう準備を進めていく。</p>

※ 本票は検討課題ごとに作成すること。

情報発信分科会 最終報告

検討課題	区議会ホームページの充実
検討 （問 の 論 点 ）	リニューアル後のホームページの充実
検討 内 容 ・ 経 過	区民にとって区議会を身近に感じられるよう、視覚的にも見やすく、検索しやすいようホームページを充実させる。
検討 結 果 （ 到 達 点 ）	<ul style="list-style-type: none"> ●新たに作成したページ <ol style="list-style-type: none"> 1. 議会広報番組のページ（28年6月） 2. 議会報告会のページ（28年9月） ●その他 <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会議速記録版の早期掲載（28年2定から） 2. 議案・委員会資料の掲載（29年1定から予定） 3. 議員全員の議案賛否（掲載時期未定） 4. 「インターネット中継」のスマートフォン・タブレット対応（29年9月予定）

※ 本票は検討課題ごとに作成すること。

情報発信分科会 最終報告

検討課題	区議会からの情報発信
検討の論点 (問題点)	<ul style="list-style-type: none"> ●CATVを活用した視覚的な情報発信の強化 ●その他SNS等を活用した情報発信の強化
検討内容・経過	<p>1. 議会広報番組の制作 昨年に引き続き、視覚的な情報発信強化の必要性を分科会で確認し、さらに2本の番組を制作することにした。内容は、委員会活動の紹介を中心とした「委員会って何?」、区議会の変遷や議員OBへのインタビューを中心とした「品川区議会の歴史」。今後のCATVを活用した広報番組のあり方については、引き続き検討していく。</p> <p>2. その他の情報発信 ツイッターやフェイスブックなどSNSの活用をはじめ、アンケートによる区民が知りたい情報の調査など、その必要性を確認したものの、内容や手法については、引き続き検討していく。</p>
検討結果 (到達点)	<ul style="list-style-type: none"> ●議会広報番組を新たに2本制作。昨年度制作した2本と合わせ、議会中継番組の合間に放映していく。 ●CATVを活用した情報発信およびその他の情報発信については、「今後も引き続き検討する項目」として整理する。

※ 本票は検討課題ごとに作成すること。

住民参加分科会 最終報告

検討課題	議会報告会の開催
検討の論点 (問題点)	区民により身近な区議会を目指す手法のひとつとして、議会報告会を開催し、その効果と成果について検証を行った。
検討内容・経過	<p>○検討経緯 区議会について区民に周知し区民により身近な区議会を目指し、当区議会として初めての議会報告会の開催に向け他自治体の報告会に参加するなど調査研究を積み重ねた。</p> <p>○実施概要について 場所日時) 平成28年5月31日(火) きゅりあん7F イベントホール 18:30~20:30 主な内容) ①議会のしくみ、議会改革の取組み②5常任委員会の報告 ③質疑応答④区議会だより等についてグループワーク型での区民との意見交換 開催形式) ①と②を一部、③と④を二部とし実施した。</p> <p>○報告書について アンケート等の集計・分析を行うとともに参加者からの質問への回答について検討し、結果をホームページで公開した。</p> <p>○今後について ・ 次回の実施について区民からのアンケート、参加議員の意見等を勘案のうえ、議論した結果、平成29年5月13日、きゅりあん7F イベントホールにて第2回議会報告会を開催することで意見が一致した。 ・ 区民との意見交換、コミュニケーションや議会出前講座など実施内容および形態については、議会報告会の形に固執せず柔軟に対応していくこととし引き続き検討を行うとした。</p> <p>○その他、住民参加の取組みについて 平成28年11月21日に品川女子学院にて「駅周辺での受動喫煙問題」などについて中学生との意見交換を行った。</p>
検討結果 (到達点)	平成28年5月31日(火)に第1回議会報告会の開催に至った。 また、平成29年5月13日(土)に第2回となる議会報告会を開催する。

※ 本票は検討課題ごとに作成すること。

住民参加分科会 最終報告

検討課題	委員会の傍聴席拡張、委員会傍聴者への資料配布
検討の論点 (問題点)	<p>区民の知る権利の保障の観点から、各委員会の傍聴席、予算・決算特別委員会の映像による傍聴及び資料配布の在り方について検討した。以下、現状である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員会室の傍聴者人数は上限が定められている。 ・予算、決算特別委員会は傍聴は音声による。なお、総括質疑は後日放映している。 ・委員会傍聴者の閲覧資料は、傍聴者数に関わらず3部である。
検討内容・経過	<p>○検討経過</p> <p>第15回住民参加分科会（7月26日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会室の傍聴席拡張について検討を行った。 <p>第16回住民参加分科会（8月25日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧資料の部数の妥当性などについて検討を行った。 ・予算、決算特別委員会の傍聴について、委員より提案のあった5F理事者控室のモニター設置の検討を行った。 <p>○主な意見 (変更すべきとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者が閲覧資料を通じて審議内容等の理解を深められることから一定数の傍聴申請があった段階で増刷を行うなどの対応を望む。 ・傍聴者に審議内容を知ってもらうため手元に閲覧資料があることが望ましい。 ・予算、決算は区民にとって重要なものであり、本会議同様に映像をとおした傍聴ができるよう設備整備を望む。 <p>(現状維持とすべきとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に行財政改革特別委員会を第5委員会室（定員10名）から第1委員会室（定員65人）に変更することで傍聴席を拡張した経緯があり、一定程度、傍聴席の確保を進めている。 ・傍聴者全員に対する閲覧資料の配布について必要性はあるが、傍聴者数の把握が困難である状況を鑑み、現状どおりで良い。 ・常任委員会は、同日に開催しており開会前には区議会職員が事前準備等を進める中、傍聴者数に応じた委員会資料の増刷は現状困難である。 ・過去の議論において人数の把握が困難であることから閲覧用として3部にした経緯もあり現状の通りで良い。 ・款別審査から総括質疑までをリアルタイムで放映した場合にケーブルテレビとの調整、費用等の課題があることから現状通りで良い。
検討結果 (到達点)	委員会の傍聴席拡張、委員会傍聴者への資料配布については、充実すべきとする意見が出たが、最終的に引き続き現状通りとして意見が一致した。

※ 本票は検討課題ごとに作成すること。

住民参加分科会 最終報告

検討課題	委員会室への磁気ループ導入
検討 （問 の 論 点）	磁気ループは本会議場に導入されているが、各委員会室には導入されていない。聴覚に障害のある傍聴者に対しての対応として委員会室への磁気ループ導入について検討を行った。
検討 内 容 ・ 経 過	<p>○検討経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第15回住民参加分科会（7月26日） 可動式磁気ループは、マイク設備がない場合に受信装置に雑音が入る等の可能性があること等が示されたため、事務局の調査結果を待ちあらためて検討を行うとした。 ・第16回住民参加分科会（8月25日） 調査結果の報告、質疑応答が行われた。 <ul style="list-style-type: none"> ・テスト結果について 第4委員会室でテストを行い、音質は良好であったが、電波の性質上、同時に磁気ループを使用した場合、隣の委員会室の音を拾うなどの問題が判明した。 ・費用について 一機約20万円である。 ・本会議場での磁気ループの使用状況について 3名から4名程である。 <p>○主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来年度の予算に費用を要求し試験的導入を行いながら、本格導入を使用状況等を踏まえて検討していきたい。 ・常任委員会分の磁気ループを準備するのが理想であるが、過去の傍聴者数などを考慮し、試験的に導入するのが現実的である。 ・高齢化社会に対応するため委員会室の磁気ループの整備は当然であり引き続き整備していくことを望む。
検討 結 果 （ 到 達 点）	委員会室への磁気ループは、試験的に導入をしていくとし、来年度に予算要求を行うことで意見が一致した。

※ 本票は検討課題ごとに作成すること。

住民参加分科会 最終報告

検討課題	<p>請願・陳情者の意見陳述の取扱い</p>
検討の論点 (問題点)	<p>請願・陳情者の意見陳述は、審査上必要があると委員会決定した場合に審査に差支えない時間内において行うとしているが委員会決定がない場合は意見陳述を行えないことから区民の議会参加の機会を広げ、開かれた議会に向けて、請願・陳情者の意見陳述の取扱いについて検討を行った。</p>
検討内容・経過	<p>○検討経過</p> <p>第15回住民参加分科会（7月26日） 近隣自治体の状況をみたくうえで議論すべきとし、次回までに調査をし結果を示したうえで検討を行うとした。</p> <p>第16回住民参加分科会（8月25日） 各区の意見陳述状況を踏まえ、意見陳述の場の有無、意見陳述が行われるタイミングについて検討を行った。</p> <p>○主な意見</p> <p><u>(変更すべきとする意見)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・請願、陳情の意見陳述が区民に知られていないのが現状である。また、意見陳述の申請がなされても委員会決定がない場合は発言の場がない。議員側にとっても、請願・陳情者の意見を聞いたうえで議論を行えば、より建設的な議論に繋がる。 ・意見陳述は、基本的に質疑後に行うが、議論をより充実とする観点から質疑前に行うべきである。 <p><u>(現状維持とすべきとする意見)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他区議会の状況をみると、3区が希望制、14区が許可制であり、逆に意見陳述を述べる場を設けていない区もある。その中で当区議会では意見陳述の場を設ける仕組みがあり意見陳述の実施実績もあることを踏まえ現状維持で良い。
検討結果 (到達点)	<p>請願・陳情者の意見陳述の取扱いについて引き続き現状維持とすべきとする意見と、委員会決定によらず意見陳述の場を設けるべきとする意見があり、一致に至らなかったが、分科会の方向性としては現状維持とする。</p>

※ 本票は検討課題ごとに作成すること。

住民参加分科会 最終報告

検討課題	議会モニター・アンケートの導入について
検討の論点 (問題点)	より身近な議会を目指し、区民の区議会に対する意見等を把握するため議会モニター・アンケートの導入について検討を行った。
検討内容・経過	<p>○検討経緯 (議会アンケートについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19回住民参加分科会(平成28年10月18日) 他自治体の実施状況を調査し、新宿区が実施していることから新宿区議会に内容等の研究のため視察を行うことで意見が一致した。 ・新宿区議会視察(平成28年12月21日) 新宿区議会事務局より実施経過等の説明を受けた。 ・第21回住民参加分科会(平成29年1月18日) 新宿区議会視察を踏まえて品川区議会として議会アンケートの実施について検討を行った。 <p>(議会モニターについて) 他自治体の実施状況を確認したが、費用対効果などについて調査が不十分であり、引き続き検討をしていくこととなった。</p> <p>○主な意見 (実施すべきとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに区議会に対する意見を調査でき、地域の課題を抽出できる。 ・執行機関側も実施しているが、区議会として議会アンケートを実施することに意義がある。 <p>(引き続き検討すべきとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会が改革の取組みを周知する意味で議会アンケートを行うのであれば実施の必要性には疑問がある。 ・日頃の議員活動で各種団体・区民から意見の吸い上げをしているためアンケートを実施する必要はない。 ・費用・内容等を精査するため引き続き検討が必要である。 ・アンケートではなく区民から直接意見を聞く場を設ける方が良い。
検討結果 (到達点)	議会モニター・アンケートの導入については引き続き検討を要するとして意見が一致した。

※ 本票は検討課題ごとに作成すること。

○ 実施の結論に至った項目

- (1) 議決事件の追加（基本構想）
- (2) PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、電子メールの活用
本会議・委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）
- (3) 本会議における午前の一般質問者数のくり上げ
- (4) 本会議・委員会傍聴者への議員の席次配付【中間報告済み】
- (5) 請願・陳情の早期配付【中間報告済み】

○ 検討事項として提案されたが、現行どおりとした項目

- (1) 代表質問・一般質問における再質問時間の見直し
- (2) 文書質問制度の導入
- (3) 議事録音データの保存
- (4) 委員会資料の早期配付
- (5) 開会中・閉会中の常任委員会の分散開催
- (6) 特別委員会の廃止
- (7) 委員会における議員間討論
- (8) 常任・特別委員会における区民等からの意見聴取
- (9) 議員の条例提案・調査能力の向上
- (10) 議員が求める資料にかかる調査の保障
- (11) 議会に対する情報公開手数料の無料化
- (12) 附属機関への議会の関与強化

○ 実施の結論には至らなかったが今後も調査研究を行うとした項目

- (1) 本会議における一問一答方式および反問権の導入
- (2) 通年議会の導入
- (3) 本会議場・委員会室への携帯電話の持ち込み

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	<p>議決事件の追加（基本構想）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">議決事件の追加・条例化（長期基本計画等）</p> <p>区の重要な上位計画（防災計画、障害者福祉計画、まちづくりマスタープランなど）の決定に際し全会派参加や議会の議決案件にするなど 議会の関与を抜本的に引き上げること</p> </div>
検討の論点 （問題点）	<p>【検討の趣旨】</p> <p>平成23年の地方自治法改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなり、基本構想の策定および議会の議決を経るかどうかは、自治体の独自の判断に委ねられることとなった。基本構想は区政の根幹をなすものであり、議会の意思を反映させるため、議決事件として定める必要がある。</p> <p>また、基本構想以外の区の重要な計画（長期基本計画、まちづくりマスタープラン等）についても、議会が政策決定過程に関与できるよう、議決事件として定める必要があるかどうか、検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p>地方自治法第96条第2項により、普通地方公共団体は条例で、法定受託事務の一部を除き普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。</p> <p>品川区議会においては、本条文に基づく議決事件の定めはないため、平成23年の地方自治法改正以降、基本構想は議決事件としていない。また、基本構想以外の区の計画についても、議決事件として定めているものはない。</p> <p>他区の状況としては、平成28年10月現在、法第96条第2項により議決事件を定めているところは12区あり、いずれも基本構想を議決事件としている。</p> <p>【検討経過】</p> <p>基本構想、ならびに長期基本計画、まちづくりマスタープラン等の区の重要な計画について、議決事件として定める必要があるかどうか、また、議決事件として定めるにあたり、条例化の手法について、検討を行った。</p> <p>平成28年10月17日 議会機能強化分科会 平成28年11月25日 議会機能強化分科会 平成28年12月26日 議会機能強化分科会 平成29年 1月19日 議会機能強化分科会 平成29年 2月 6日 議会機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>（基本構想を議決事件とすることに賛成する意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想は区政の根幹であり、その策定に対して議会が関与し責任を有する重要性が十分にあることから、議決事件として定める必要がある。 ・ 議決事件として定めることで、議会と執行機関との緊張感維持につながる。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">検討内容・経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本構想を議決事件として定めている自治体が多いことから、その重要性が伺えるため、品川区においても議決事件として定める必要性がある。 <p>(基本構想以外の計画を議決事件とすることについて、賛否の意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期基本計画については、改訂にあたって、議員が改訂委員会の委員として審議に参加しており、議会が全く関与していないということではない。 ・ 長期基本計画等、区の各種計画を議決事件として定めた場合、議決機関である議会の議員は策定委員会等への参加が困難になると考えられる。そのため、基本構想以外の計画を議決事件として定めることについては、策定過程への実質的な関与と議決のどちらか有効か、計画の趣旨に鑑み、継続的な議論が必要である。 ・ 長期基本計画や復興計画等の区の重要な計画の策定、ならびに姉妹都市・友好都市の提携についても、議決事件として定める必要性があるか、今後も継続的な議論を行っていくべきである。 ・ 無所属議員は、常任委員会等における各種計画にかかる報告事項をすべて聴取できる状況にないため、議決事件として定めることにより、関与することができる。 <p>(条例化の手法に関する意見)</p> <p>議決事件を定めるにあたり、①「品川区基本構想の議会の議決に関する条例(案)」および②「品川区議会の議決すべき事件を定める条例」の2案を示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①案は、条例名に「基本構想」を冠しており、議決事件を基本構想のみとしている。本検討過程において、基本構想を議決事件として定めることについては全会一致であり、議決の重さを考慮すれば、①案が適切と考える。今後、基本構想以外の議決事件を追加するとの結論に至った場合に、①案を廃止し、②案の形に改正するほうがよい。 ・ ②案は、条例名に個別具体名は冠さず、基本構想以外の議決事件を新たに定める際の改正が容易である。基本構想以外の各種計画を議決事件として定めるかどうかは、今後も継続的な議論が必要であることから、②案が適切と考える。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(到達点) 検討結果</p>	<p>【結論・方向性】</p> <p>基本構想を議決事件として定め、条例案の体裁は①案とすることで一致した。議員提出議案として条例提案を行う場合の協議は、議会運営委員会に委ねる。</p> <p>基本構想以外の各種計画については、議決事件に定めることはせず、現状どおり、策定委員会等への関与または所管委員会への報告をもって、議会の意思を伝えていくこととする。</p> <p>ただし、基本構想以外の議決事件の追加については、時勢に応じた適切な議論が必要なことから、今後も継続的に検討を行うことが望ましい。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	議会のICT化 ①PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と 資料のPDF化、データ化、電子メールの活用 ②本会議場、委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）																										
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】</p> <p><u>①PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と 資料のPDF化、データ化、電子メールの活用</u></p> <p>区議会における情報発信能力や議員活動および議会運営機能の強化のため、議員へのタブレット端末配備や、クラウド文書共有システムおよび議員グループウェアの導入などの導入について検討されたい。</p> <p><u>②本会議場、委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）</u></p> <p>区民に開かれた議会の実現のため、本会議・委員会におけるプロジェクター等の活用による見せる化の推進を検討されたい。</p>																										
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p><u>①PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と 資料のPDF化、データ化、電子メールの活用</u></p> <p>本会議の議案や委員会資料等は全て紙媒体で配布されている。 また、本会議や委員会へのタブレット端末等の電子機器の持ち込みは、議員私物のものであっても基本的に行われていない。</p> <p><u>②本会議場、委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）</u></p> <p>本会議場においては、会議名や出席議員数を表示するモニターが設置されているが、資料等を投影する機能は備えられていない。 委員会においては、事務局で管理するスクリーンやプロジェクターを使用し、主に理事者の説明の際に資料や動画を上映している。</p> <p>【検討経過】</p> <p><u>①PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と 資料のPDF化、データ化、電子メールの活用</u></p> <p>タブレット端末等やクラウド文書共有システムを導入していくにあたっての要求機能や、使用時のルールについて検討を行った。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">平成27年11月10日</td> <td>議会機能強化分科会ICT班</td> </tr> <tr> <td>平成27年12月 1日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年 1月19日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年 2月 5日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年 2月23日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年 2月29日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年 3月22日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年 5月24日</td> <td style="text-align: center;">(視察) //</td> </tr> <tr> <td>平成28年10月17日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年11月22日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年12月26日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成29年 1月19日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成29年 2月 6日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> </table> <p>【主な意見】 別紙 『品川区議会機能強化分科会 ICT班 最終報告』を参照</p>	平成27年11月10日	議会機能強化分科会ICT班	平成27年12月 1日	//	平成28年 1月19日	//	平成28年 2月 5日	//	平成28年 2月23日	//	平成28年 2月29日	//	平成28年 3月22日	//	平成28年 5月24日	(視察) //	平成28年10月17日	//	平成28年11月22日	//	平成28年12月26日	//	平成29年 1月19日	//	平成29年 2月 6日	//
平成27年11月10日	議会機能強化分科会ICT班																										
平成27年12月 1日	//																										
平成28年 1月19日	//																										
平成28年 2月 5日	//																										
平成28年 2月23日	//																										
平成28年 2月29日	//																										
平成28年 3月22日	//																										
平成28年 5月24日	(視察) //																										
平成28年10月17日	//																										
平成28年11月22日	//																										
平成28年12月26日	//																										
平成29年 1月19日	//																										
平成29年 2月 6日	//																										

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">検討内容・経過</p>	<p style="text-align: center;">②本会議場、委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）</p> <p>現在の使用頻度や先進自治体の取り組み状況を確認したうえ、見える化の手法について検討を行った。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">平成27年11月10日</td> <td>議会機能強化分科会ICT班</td> </tr> <tr> <td>平成28年1月19日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月5日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月23日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年2月29日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> <tr> <td>平成28年3月22日</td> <td style="text-align: center;">//</td> </tr> </table> <p>【主な意見】 別紙 『品川区議会機能強化分科会 ICT班 最終報告』を参照</p>	平成27年11月10日	議会機能強化分科会ICT班	平成28年1月19日	//	平成28年2月5日	//	平成28年2月23日	//	平成28年2月29日	//	平成28年3月22日	//
平成27年11月10日	議会機能強化分科会ICT班												
平成28年1月19日	//												
平成28年2月5日	//												
平成28年2月23日	//												
平成28年2月29日	//												
平成28年3月22日	//												
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(到達点) 検討結果</p>	<p>【結論・方向性】 ①PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、電子メールの活用</p> <p>品川区議会議員全40名および、本会議・委員会へ出席する理事者等に対して、タブレット型端末を配付する。また、本会議において用いる議案や、委員会における説明資料等を電子化し、クラウドサーバーに会議ごとに保管することで、議員及び理事者がタブレット端末を用いてこれらの資料を閲覧できるようにする。</p> <p style="text-align: center;">②本会議場、委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）</p> <p>主に委員会において、プロジェクターとスクリーンを用いた資料・動画の投影を積極的に行い、議員と理事者および傍聴者にとって視覚的に分かりやすい内容の説明を行うこととする。</p>												

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	<p>本会議における午前の一般質問者数のくり上げ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>午前の本会議（一般質問等）が11時10分～11時20分に終わる場合、午後の本会議（一般質問等）を午前に繰り上げる</p> </div>
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】 本会議における午前中の一般質問者が2名の場合、11時00分～20分の間に昼休憩に入ることが多い。会議の効率的な運営の観点から、午前中の一般質問者を2名から3名に増やすことが可能か、検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】 本会議における午前中の一般質問者数は2名となっている。</p> <p>【検討経過】 午前中の質問者を3名に増やした場合、そのメリット・デメリット、ならびに午後の本会議再開時間の扱いについて、午前中の一般質問者の質問時間が20分を超える場合の扱いについて、検討を行った。 平成28年11月25日 議会運営班</p> <p>○メリット 午前中に質問者を3名とした場合、本会議の終了時間が30分～40分程度短縮される見込みとなる。</p> <p>○デメリット 午前中の一般質問の終了時間が正午を超過した場合、午後の再開時間を遅らせるか、または休憩時間を従来の60分よりも縮小する必要がある。午後の再開時間が遅れると傍聴者に不都合が生じる恐れがある。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各議員ともに、午前中の一般質問者を2名から3名にすることに賛成。 ・ 注意点として、区議会議員補欠選挙が執行された年は、当選した議員が所属する会派の質問時間に変動が生じる。（補選後の3定以降に質問時間が25分超の議員がでてくる） ・ 午前の一般質問の終了時刻が正午を過ぎた場合でも従来の休憩時間60分を短縮せず、午後の本会議の再開時間を後倒しにしたほうがよい。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】 会議の効率的な運営の観点から、2定から4定の本会議2日目（1定は本会議3日目）は、午前中の一般質問者を現状の2名から3名に増やす。 ただし、1定の本会議2日目の午前中は代表質問が実施されるため、質問者数は2名のままとする。ただし、会派数によって1定の本会議2日目に代表質問がない場合は、午前中の質問者数を3名とすることも可。 午前中の質問者数の増加により、一般質問の終了時刻が正午を過ぎた場合でも、昼休憩時間は60分として、午後の本会議再開時間を後倒しにする。 なお、1議員の質問時間が20分を超え、午前中の質問者数3名の実施が困難と思われる場合は、議会運営委員会での都度協議する。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	本会議・委員会傍聴者への議員の席次配付 (本会議・委員会の傍聴者に議員の席次を明らかに)
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】 区民の議会に対する関心を深めてもらうため、本会議・委員会の傍聴者に発言者がわかるような工夫が必要である。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】 本会議・委員会の傍聴者に対して、議席表、座席表の配付は行っていない。 区議会ホームページで、本会議場の議席配置、常任・議運・特別委員会の委員座席は掲載している。</p> <p>【検討経過】</p> <p>(1) 席次の明示対象 議員のみ席次を明らかにするか、理事者の席次についても明らかにするか。 ⇒ 理事者については、本会議では一般質問実施日と最終日で、委員会では開会中と閉会中で、それぞれ出席者が異なるため、ホームページには理事者席は記載していない。</p> <p>(2) 会派名の明示 【明示に積極的な意見】 議員の席次表に会派名を明示したほうがよい。ホームページの本会議場議席表には、会派名の記載がある。 【明示に慎重な意見】 地方議会では、一議員としての立場を尊重し、必ずしも会派名を明示していない。</p> <p>(3) 明示方法 明示方法については、下記3点の意見があった。</p> <p>①本会議・委員会の傍聴者のうち、希望者に対して、紙ベースで席次表を配付する。 ②ラミネート加工した席次表を配付し、傍聴者が退室する際は回収する。 ③ネームプレート委員会室各席に設置し、傍聴者に見やすい位置に表示する。 ④ その他の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民から、席次が明らかだと発言者がわかってよい。 ・ 本会議・委員会室での見せる化が進めば、開会前などにプロジェクター等を用いて席次を映し出しておくこともできるのでは。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】 本会議・委員会の傍聴者に対し、席次表を下記のとおり配付する。</p> <p>(1) 席次の明示対象 議員のみ席次を明らかにする。理事者の席次については記載しない。 また、委員会の席次表については、「議員氏名」のみとし、会派名は記載しない。</p> <p>(2) 配付方法 本会議・委員会の傍聴者のうち、希望者に対して紙ベースで席次表を配付する。</p> <p><u>本会議</u> … 傍聴席入口の警備員席に置き、必要な方はそこから取る。 <u>委員会</u> … 各委員会室の入口側の書記席に置き、必要な方はそこから取る。</p>

※ 本項目については、平成28年5月に中間報告を行い、すでに実施に至っている。

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	請願・陳情の早期配付
(問題点) 検討の論点	<p>【検討趣旨】</p> <p>請願・陳情内容の調査を深めるため、請願・陳情の議員への配付を現状よりも早められないか。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p><u>請願・陳情の事務処理</u></p> <p>① 本会議初日の4日前（休業日を除く）までに受理した請願・陳情の有効署名人数を確認し、議長へ報告。</p> <p>② 本会議初日前の議会運営委員会で付託先委員会を確認。</p> <p>③ 請願・陳情の付託上程日にあたる本会議2日目（1定は本会議3日目）に議席配付。</p> <p>ただし、議会運営委員会および特別委員会に付託する請願・陳情については、本会議初日前の議会運営委員会の資料として配付。</p> <p>【検討経過】</p> <p>請願・陳情がいつの時点で配付可能かは、議会運営委員会での付託先または付託件数の確認が一つのポイントになる。</p> <p>⇒ 本会議初日前の議会運営委員会において、議事日程の中で、常任への付託件数および議会運営委員会・特別委員会への付託の確認を行っているため、配付日は議会運営委員会以後と考えるのが妥当である。</p> <p>また、配付方法は次の2点が考えられる。</p> <p>受理したすべての請願・陳情（参考送付含む）について、</p> <p>① 議会運営委員会の資料として配付。</p> <p>② 議会運営委員会終了後、会派および無所属議員の控室へ配付。</p> <p>※ 提出締切日後から本会議最終日前日までに受理した請願・陳情については、本会議最終日前日の議会運営委員会で付託先を確認し、本会議最終日に議席配付している。これらは閉会中の委員会以後の審査となるため、調査時間がある程度確保できると見込まれる。</p>
(到達点) 検討結果	<p>【結論・方向性】</p> <p>期日までに受理した請願・陳情（参考送付含む）については、定例会初日前の議会運営委員会において付託先等を確認後、当該委員会終了後に各会派および無所属議員の控室に1部ずつ配付する。</p> <p>なお、本会議での請願・陳情の議席配付はこれまでどおり行うものとする。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	代表質問・一般質問における再質問時間の見直し （代表質問、一般質問の再質問の時間制限をなくすこと）
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】</p> <p>再質問に時間制を導入することで、議会自らが発言を制限し、その機能を十分に果たし得ない仕組みとなっているとの趣旨から、本会議での代表質問・一般質問における再質問の際の時間制限を撤廃されるよう検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p>代表質問・一般質問における再質問時間は、下記のとおりである。</p> <p>(1) 代表質問 … 質問時間は30分。再質問時間は質問持ち時間の10分の1とする。</p> <p>(2) 一般質問 … 質問時間は20分以上。再質問時間は質問持ち時間の10分の1とする。</p> <p>【検討経過】</p> <p>再質問の時間制限を撤廃する意味について、現状の仕組みとなった経緯の確認踏まえ、検討を行った。</p> <p style="text-align: center;">平成27年12月1日 議会機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>(質問時間の制限を撤廃すべきとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『議員必携』によれば、議員活動の基本は言論であり、会議原則の基本的なものとして発言自由の原則が挙げられている旨の記載があり、議員の発言に対する制約は可能な限り排除すべきであると考える。 ・ C A T Vの放送時間枠の関係から再質問に時間制限を設けることは本末転倒であり、“言論の府”である議会は議員の発言を保障すべきである。 <p>(現状どおりとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『議員必携』には、会議の能率的な運営や平等な発言の保障、議会の権威確保のため、発言に一定の制約が加えられているとされ、発言時間の制限等についても記載されており、議員の質問機会を無制限に保障すべきとの結論は出せない。 ・ 議会のあり方検討会での再質問時間にかかる検討経過を覆すものである。 <p>【参考：議会のあり方検討会（平成23年7月～平成25年4月）での検討経過】</p> <p>以前、C A T Vによる本会議の放送対象は、一般質問とその答弁とされており、再質問および再答弁は放送対象外であった。そのため、議会のあり方検討会での検討を経て、平成24年第3回定例会より、現行の放送時間の枠内において、可能な限り、再質問および再答弁についてもC A T Vの放送対象とすることとした。その際、C A T Vの放送時間を超過する可能性があることから、現行の「質問持ち時間の10分の1とする」とのルールを設けた経緯がある。</p>
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】</p> <p>議会のあり方検討会における、代表・一般質問の活性化とC A T Vの放送時間枠の拡大にかかる経費とを比較考量した経過を踏まえ検討した結果、再質問時間の見直しについては、最終的に意見の一致が得られず、実施の結論には至らなかった。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	文書質問制度の導入
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】</p> <p>区議会では、本会議での一般質問に時間制を導入しているため、一般質問の補完として文書質問の仕組みづくりを行い、議員の質問の機会を保障する必要があるとの趣旨から、導入を検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p>品川区議会では、文書質問は導入していない。</p> <p>【検討経過】</p> <p>文書質問とは、議員が執行機関に対して、開会中に区の一般事務について文書により質問できる制度であり、他議会の事例として、都議会では、会議規則に基づき、議員が執行機関に対して会期中に文書質問を実施しているとの紹介が提案者よりあった。</p> <p>文書質問の目的・効果、執行機関への影響について検討を行った。 平成27年12月1日 機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>(文書質問の導入に積極的な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員活動を強化する手段として有効であると考え。すでに文書質問を導入している都議会では、文書質問は一般質問を行わない議員が行い、次回の定例会までに答弁を用意するといった仕組みであり、同様の制度を導入するのであれば執行機関への過度の負担にはならないと考える。 <p>(文書質問の導入に慎重な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書質問が頻発すると、執行機関の負担増が懸念される。 ・ 他議会における導入状況や導入議会における文書質問の効果・運用について、不明な点が多い。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】</p> <p>文書質問の多用による執行機関の負担増に対する懸念や文書質問の運用方法等について議論の余地が多いことから、最終的に意見の一致が得られず、実施の結論には至らなかった。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	議事録音データの保存 (予算・決算特別委員会録音データの保存)
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】</p> <p>本会議・委員会の議事録音データは、会議録調製のものになるものであり、記録媒体の電子化に伴い、保存方法・保存期間の見直しをされたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p>本会議・委員会の録音データの保存期間は1年間。ただし、保存期間の起算日等について、明文化はしていない。</p> <p>【検討経過】</p> <p>議事録音データを保存する目的、適切な保存期間について検討を行った。</p> <p>平成28年 2月23日 議会機能強化分科会 平成28年 3月22日 議会機能強化分科会 平成28年 9月28日 議会機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>(保存期間を現状よりも長くしたほうがよいとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録の内容に疑義がある際、議事録音データで確認できるなどの利点があることから、現状よりも保存期間を長くし、議員の任期とあわせて、1期4年間または2期8年間の保存が望ましい。 <p>(現状どおりの保存期間で十分であるとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現職議員が亡くなった場合に実施する追悼式の際に、議事録音データを用いて生前の声を放送するとの利用を想定している。追悼式での利用であれば、現状どおり、1年間の保存期間で十分であると考える。 ・ CD等の記録媒体に保存された電子データは、劣化や落下事故の衝撃による破損が考えられる。 ・ 4年間または8年間分の記録媒体を保管する場所に窮する。 ・ 保存期間の起算日について、明文化したほうがよい。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】</p> <p>本会議・委員会の議事録音データの保存年限は1年とし、保存期間は、当該会議の開催日の属する年度の翌年度の初日から起算するものとする。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	<p>委員会資料の早期配付</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>議案発送と同時に資料を配付し 1 週間調査研究時間を保証 委員会開催 2 日前の委員への審査・調査予定表と資料の配付を更に早めること</p> </div>
検討の論点 (問題点)	<p>【検討趣旨】</p> <p>議案等にかかる十分な調査研究時間を確保するため、現状よりも委員会資料の配付を早める必要がある。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p>委員会資料の配付時期は、委員会開催日の 2 日前（土日祝日を除く）である。なお、委員会資料については、平成 12 年第 2 回定例会より、委員会開催日の 2 日前配付を実施しており、これ以前は委員会開催日当日の配付であった。</p> <p>【検討経過】</p> <p>委員会資料の配付時期について、現状よりも早められる余地があるか、検討を行った。</p> <p>平成 28 年 1 月 19 日 議会機能強化分科会 平成 28 年 2 月 23 日 議会機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>本項目については、賛否両論あり、下記のとおり意見が出された。 (現状よりも早く配付してほしいとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会資料については、現状の 2 日前配付では、議案等にかかる十分な調査研究時間を確保することができない。議会は区の政策決定を行う場であり、同時に行政に対する監視機能の向上の観点から、十分な調査研究を行う必要がある。 ・ 議案を見ただけでは改正内容を十分に理解できないこともあり、議案と同時に委員会資料を配付してほしい。 <p>(現状以上の早期配付は困難とする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会資料については、開会中は、議会運営委員会において、議案等の付託先を確認してから配付を行っていること、また、国や都の動向に応じて委員会で議題とする案件もあるため、現状より委員会資料の配付を早くすることは、資料の訂正・追加の頻発を招く等の懸念があることから、現状（2 日前）以上の早期配付は困難と思われる。 ・ 現状の配付時期でも、議案等について事前の調査時間は十分にある。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】</p> <p>現状でも議案等にかかる調査研究時間は十分に確保されており、委員会資料は、現状を踏まえると、委員会開催日 2 日前の配付を早めることは困難であることから、最終的に意見の一致が得られず、実施の結論には至らなかった。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	開会中・閉会中常任委員会の分散開催 委員会開催を一日一委員会 閉会中の委員会開催日の分散化
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】 区民および議員の傍聴機会の拡大、議案審査等への関連理事者の出席を容易にするとの趣旨から、5つある常任委員会の開催について、開会中・閉会中含めてすべて、または閉会中に限って、1日1常任委員会の開催とすることについて、検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】 常任委員会の開催状況については、開会中・閉会中ともに、常任委員会は5つすべて同日開催されており、特別委員会については、概ね別日開催となっている。</p> <p>【検討経過】 常任委員会を1日1委員会開催とした場合の議会日程への影響等について、検討を行った。 平成28年12月26日 議会運営班</p> <p>【主な意見】 (分散開催に積極的な意見) ・ 分散開催により、委員会に所属していない議員の傍聴が可能になる。また、複数の委員会の所管事項に関わる議案審査等への関係理事者の出席が容易になり、質疑が充実する。 ・ 分散開催により、最大65名の傍聴が可能な第一委員会室で開催できる委員会が増え、区民参加に資する。</p> <p>(分散開催に慎重な意見) ・ 1日1常任委員会とすると、議会閉会中は1週間(月～金の5日間)、開会中の常任委員会は2日間連続で開催されるため、2週間の会期延長が必要となる。3定と4定の間隔が短いことや1定と3定の予算・決算特別委員会の日程も考慮すると会期延長は議会全体の日程に支障を及ぼす恐れがあり、実施は現実的でない。 ・ 議員傍聴という点では、議事録閲覧や会派内の情報共有で補完できる。 ・ 委員会分散開催という考え方には賛同するが、現実的に実施は困難と考える。</p>
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】 一日一委員会を含め、委員会の分散開催については定例会の会期や閉会中の委員会開催期間の長期化による議会日程全体への支障が大きいことから、現状どおりとする。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	特別委員会の廃止 (常任委員会にできるだけ組み込み、横断的な議論を可とする等、 柔軟な対応を求める)
検討の論点 (問題点)	【検討趣旨】 特別委員会を廃止し、常任委員会の中で横断的な議論を行えるよう、検討されたい。
検討内容・経過	【現 状】 複数の常任委員会の所管事項にわたり、横断的な議論を必要とする調査事項について、特別委員会を設置して調査を行っている。直近3年間（平成26年～平成28年）には、行財政改革特別委員会とオリンピック・パラリンピック推進特別委員会が設置されている。 【検討経過】 常任委員会における横断的な議論が実施可能か、および特別委員会の必要性について、検討を行った。 平成28年 2月23日 議会機能強化分科会 【主な意見】 (特別委員会の設置を必要とする意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会は品川区議会委員会条例により所管事項が定められており、常任委員会での横断的な議論の実施は、所管事項の移管など、常任委員会のあり方そのものに影響を及ぼす懸念があるため、調査事項に関する横断的な議論の場として特別委員会の設置が必要である。 ・ 現在、常任委員会は同日開催であり、所管外の理事者の委員会出席は困難であるため、常任委員会での横断的議論は難しい。
検討結果 (到達点)	【結論・方向性】 複数の常任委員会の所管事項にわたる事項を調査する場として、特別委員会は不可欠であることから、現状どおり、必要に応じて特別委員会の設置を検討することとした。

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	委員会における議員間討論 （議員同士の討論）
検討の論点 （問題点）	<p>【検討趣旨】</p> <p>現状、各委員会において議員間討論等が行われているが、議員間で一層活発な議論が行われることにより、議案等への理解を深め、区民の立場に立った政策決定ができることから、検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【検討経過】</p> <p>各委員会における会議手法について、意見交換し、検討を行った。 平成27年12月 1日 議会機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>（現状の審議がわかりづらいとする意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 傍聴者より、請願・陳情審査の際、質疑の内容からだけでは各委員の考えが見えず審議がわかりづらいとの声があったため、議員間討論を実施して、区民にわかりやすい審議としたい。 <p>（現状でも活発な議論が行われているとする意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各委員会では、調査項目に応じて議員間討論を行ったり、閉会後に委員と関係団体との懇談の場を設けたりなど、すでにさまざまな試みがなされている。 ・ 審議がわかりづらいとの意見に対しては、採決前の意見表明の際に、各委員が態度とその理由を述べるので、そこで傍聴者にも各委員の考え方が伝わると思われる。
検討結果 （到達点）	<p>【結論・方向性】</p> <p>すでに各委員会において、議員間討論をはじめ多様な形態の会議が実施されていることから、会議の手法については、今後も正副委員長に要望を伝えるなどして、現状の委員会活動を深めていくことで意見が一致し、現状どおりとすることとした。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	常任・特別委員会における区民等からの意見聴取 (常任・特別委員会において区民の方々、関連団体の意見を聞く場 etc)
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】</p> <p>現状では十分な意見聴取の機会が確保されているとは言い難く、幅広い層の区民から意見を聴取し、政策提案に活かせるよう、議会全体として区民の意見を聴取する場を設ける等の検討をされたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p>議会における区民からの意見聴取の場としては、関係団体との懇談等の各委員会における多様な会議の実施、請願者・陳情者の意見陳述、ならびに各会派が実施する関係団体からのヒアリングなどがある。</p> <p>【検討経過】</p> <p>現状の仕組みについて確認し、区民からの意見聴取の機会について拡大すべき点があるか、検討を行った。</p> <p style="text-align: center;">平成28年 3月22日 議会機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>(意見を聞く場を拡大すべきとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請願・陳情提出者の意見陳述については、他議会では、申し出があった場合、無条件で承認することとしている例もある。委員会の承認を要する理由が不明であり、この点だけでも改善するべきである。 <p>(現状でも十分な意見聴取が行えているとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年に厚生委員会において複数の障害者団体との懇談が実施されており、委員会の裁量で多様な会議が実施されている。なお、各会派のヒアリングは会派の活動であり、議会としての意見聴取の機会とは分けて考えるべきである。 ・ 請願・陳情提出者の意見陳述については、意見を申し出る機会としては保障されていると言える。 ・ 請願・陳情提出者の意見陳述については、もともと住民参加分科会の検討項目であり、そちらに議論を任せたいほうがよい。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】</p> <p>各委員会において、これまで多様な形態の会議が実施されていることから、現状どおり、各委員会の判断により必要に応じて意見聴取の機会を設けることとする。</p> <p>また、請願・陳情提出者の意見陳述の拡充については、住民参加分科会に議論を委ねる。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	<p>議員の条例提案・調査能力の向上</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>議会事務局の充実および強化 条例提案と修正案作成の能力を高める 大学など専門的知見の活用</p> </div>
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】 議員の条例提案や調査能力の向上のため、議会事務局の機能強化および大学などの専門的知見の活用の必要性について、検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】 会派による条例提案は、会派が条例案の策定および調査を行っている。 また、議会研修会に外部講師を招いて、議員の能力向上および議会改革の意識の育成に努めている。</p> <p>【検討経過】 「議会事務局の充実および強化」と「大学など専門的知見の活用」は、「条例提案と修正案作成の能力を高める」と目的を同じくすることから、3件一括して検討することとした。 「議会事務局の充実および強化」としては、議会局への名称変更や法務担当職員の配置、「大学など専門的知見の活用」としては、専門家への調査依頼や議会アドバイザーの配置など、他議会の事例の説明があり、検討を行った。 平成29年 1月19日 議会運営班</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局が議員提出条例案の策定にもっと協力できれば、議員提出議案の件数が増える。 ・ 議会基本条例において、議会事務局を議会の政策立案活動、調査活動を補佐する役割を担うと定めている他議会もある。 ・ 会派で条例提案する際、案文の策定に苦勞しており、議会事務局の関与が強化されることを望む。 ・ 複数の議会が広域に連携して、法務担当を共同設置する考え方もある。 ・ 議会事務局の人事権や予算編成権を条例で議会に委ねる自治体もある。 ・ 会派の条例提案は、会派で進めることが原則。政務活動費を活用して外部機関に調査を委託することもできる。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】 議員の条例提案や調査能力向上のため、議会事務局に求める役割や専門的知見の活用の具体的な項目がまとまらず、現状どおりとすることを確認した。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	議員が求める資料に関わる調査の保障
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】</p> <p>品川区情報公開・個人情報保護条例による行政情報の公開請求は、行政情報の開示までに一定の日数がかかることから、議員の政策提案に関わる調査研究のため、議員からの行政情報の資料要求や調査依頼に対して、一層の協力・改善を執行機関に求めたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p>品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、議員は行政情報の公開請求をすることができる。</p> <p>なお、議員からの政策提案等に関わる資料要求に対し、執行機関において対応可能なものは任意で応じている。</p> <p>【検討経過】</p> <p>現状の情報公開請求の仕組みや執行機関からの資料提供の態勢について、検討・意見交換を行った。</p> <p>平成28年 1月19日 議会機能強化分科会 平成28年 2月23日 議会機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>(現状の資料要求で対応できるとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法的には、議員個人は調査権を有していないが、現状、政策提案等に関わる調査研究のため、議員から資料要求があった場合、執行機関において対応可能なものについては任意で要求に応じている。 <p>(新たな制度を求めるものではないという提案者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本項目は、今後、議員が目的を明らかにして執行機関に資料要求を行っていくことにより、執行機関においても、資料提供範囲の拡大を図られたいという意識喚起であり、制度化を求めるものではない。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】</p> <p>品川区情報公開・個人情報保護条例に基づく行政情報の公開請求以外に、議員の政策提案のための調査研究に関わる資料要求についても、執行機関において、対応可能なものは任意で応じていることから、現状の取扱いを継続することとした。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	議会に対する情報公開手数料の無料化
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】</p> <p>区民の知る権利を保障する観点から、議会が保有する行政情報に対する公開請求に係る金銭的負担を軽減するため、情報公開手数料の無料化を検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p>議会が保有する行政情報に対する情報公開手数料は、品川区議会情報公開・個人情報保護規程により、品川区情報公開・個人情報保護条例において区長が定める手数料の例によるとされ、閲覧・視聴・写しの交付にあたり、執行機関と同額の手数料を徴収している。</p> <p>【検討経過】</p> <p>情報公開手数料の金額の妥当性と、無料化を実施する上での課題等について検討を行った。</p> <p style="text-align: center;">平成28年 3月22日 議会機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>(現状どおりが望ましいとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料は区と同一の金額を定めており、議会が保有する行政情報に対する公開請求のみを手数料徴収の対象から除外することは、執行機関との均衡を失する恐れがある。 ・ 手数料の無料化は、品川区情報公開・個人情報保護条例の改正が必要となるため、執行機関との協議が不可欠であり、議会および執行機関双方に関わる議論となることから、本分科会のみで実施を結論付けることはできない。 <p>(無料化すべきとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会や区政の情報を区民に提供するにあたり、手数料を徴収することに違和感を覚える。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】</p> <p>議会が保有する行政情報に対する情報公開に係る手数料は、品川区議会情報公開・個人情報保護規程により、執行機関と同一の金額を定めており、議会が保有する行政情報のみを切り離して手数料の無料化を実施することは困難であることから、現状どおりとする。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	<p>附属機関への議会の関与強化</p> <p>各種審議会（国保運営協議会、都市計画審議会など）の構成や区の重要な上位計画（防災計画、障害者福祉計画、まちづくりマスタープランなど）の決定に際し全会派参加や議会の議決案件にするなど議会の関与を抜本的に引き上げること</p>
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】</p> <p>附属機関に対する議会の関与状況を確認し、関与のあり方について検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p>区には附属機関が34あり、そのうち、8附属機関に議会選出委員が在任している。</p> <p>なお、議会選出委員は、区長からの依頼に基づき推薦を行っているものである。</p> <p>【検討経過】</p> <p>各種審議会の審議内容や、現状でどの程度の関与がなされているかを確認し、議会の関与拡大の必要性と具体的な関わり方について検討を行った。</p> <p>平成28年10月17日 議会機能強化分科会 平成28年11月25日 議会機能強化分科会 平成28年12月26日 議会機能強化分科会 平成29年 1月19日 議会機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>(附属機関への議会の関与強化に積極的な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築審査会や債権管理審議会など、区民生活への関わりが大きいものについては、政策の形成過程から関与したい。 ・ 附属機関で審議された内容について、所管の常任委員会への報告を求めたい。 <p>(附属機関への議会の関与強化に慎重な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、一部の審議会等には議員も関与している。また、審議会等の議題についても、内容に応じて所管委員会への報告がなされていることから、現状すでに必要十分な範囲で関与が行われていると考える。 ・ 現在議員が関与していない審議会等を確認すると、内容について専門性が高い、もしくは秘匿性が高い等、関与していない理由が明白なものが多い。 ・ 「関与」を強化する手法について、具体的提案内容が不明である。 ・ 附属機関によっては、個人情報扱うこともあり、すべてを所管の常任委員会へ報告というのは難しい。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】</p> <p>専門性・秘匿性の観点から、議員の関与が困難な附属機関が複数ある中、可能な範囲で議会の関与が行われていると判断し、現状どおりとする。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	<p>本会議における一問一答方式および反問権の導入</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>本会議での一問一答方式の導入 一般質問における理事者との対面方式 議員1人当たり質問時間の再検討)</p> </div>
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】 本会議における質問の活性化、論点の明確化により、区民にわかりやすい議会とするため一問一答方式および反問権の導入について、検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】 本会議の一般質問では、一括質問・一括答弁方式を採用。 反問権については、本会議・委員会ともに採用していない。</p> <p>【検討経過】 ①一問一答方式の導入による効果と議場改修等の費用の比較、②一問一答方式と一括質問・一括答弁方式との相違点の整理を主にして、一問一答方式の導入検討を行った。 また、一問一答方式の導入と反問権は別々の検討項目として提案されたが、双方とも論点・争点を明確にするとの趣旨を共通にしていることから、質問時間の見直し、議場の対面方式への改修とあわせて、下記のとおり検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一問一答方式を導入している他議会の事例を共有 <ul style="list-style-type: none"> ・一括質問と一問一答を議員の選択で併用している議会が多い ・質問時間は答弁時間を含めて30分から60分と長めで質問回数には制限なし ・通告内容は現状に対して工夫が必要 ・対面方式にするなど議場を改修した議会もあり ○反問権を導入している他議会の事例を共有 <ul style="list-style-type: none"> ・理事者が議長の許可を得て議員の質問に反問する ・反論権と反問権を分けている議会もある ・反問権は議会基本条例と一体で定める場合が多い ・実際には反問権が行使された例は少ない ○一問一答を導入済の小平市議会に視察を実施するなど検討を重ねた <p>平成27年12月 1日 議会運営班 平成28年 1月19日 議会運営班 平成28年 2月23日 議会運営班 平成28年 3月22日 議会運営班 平成28年 5月10日 小平市議会視察 平成28年10月17日 議会運営班 平成28年12月26日 議会運営班</p> <p>【主な意見】 (導入に積極的な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一問一答は議員の力量アップが求められ、区民にプラスとなる。 ・本会議における質問のやりとりが傍聴者にとってわかりやすいものになる。 ・反問権があれば質問と答弁が一層かみ合うものとなる。

<p style="text-align: center;">検 討 内 容 ・ 経 過</p>	<p>(導入に慎重な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一問一答の導入には、議席やマイク、映像収録カメラ設備などの大規模改修が必要。費用対効果が不明。 ・ 質問時間の変更や質問通告方法など直ぐに結論がでない。 ・ 一問一答を導入した議会で傍聴者が増えるなど市民の評価を得ているか疑問。 ・ 現状でも理事者の反論はある。反問権は一問一答と併せて議論すべき。 ・ 理事者の反問権行使時間を質問時間の中でどう位置付けるかなど、反問権のみの導入は困難。
<p style="text-align: center;">(検 討 結 果 に 達 点)</p>	<p>【結論・方向性】</p> <p>一問一答方式の導入にあたっては質問時間など様々な検討事項がある。また現状の議場の形状から費用対効果の検証も必要なことから結論を得るには多くの時間が必要となる。また反問権は現状の議会運営での導入は困難であり一問一答と併せて議論すべき点が多い。よって双方とも引き続き調査研究を要する項目とした。</p>

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	通年議会の導入 (通年議会および会期の見直し)
検討の論点 (問題点)	【検討の趣旨】 議会の招集権は区長にあり、災害時など緊急的課題は専決処分によらざるを得ない。会期を通年にすれば専決処分が減り、議会の監視機能が強まることから、通年議会の導入について検討されたい。
検討内容・経過	【現 状】 品川区議会は定例会の招集を2月、6月、9月、11月と定め、条例により定例会の回数を年4回と定めている。 通年会期の導入には、地方自治法第102条の2より通年の会期を採用する方法と、従来の定例会の運用に工夫を加えて実現する方法の2種類がある。
検討内容・経過	【検討経過】 通年議会の導入により、現状より緊急案件に速やかに対応することができるか、検討を行った。 平成28年12月26日 議会運営班
検討内容・経過	【主な意見】 (通年議会の導入に積極的な意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議決が必要な契約案件は、次の定例会まで待つと影響が大きい。通年議会ならこういった課題を解決できる。 ・ 一般論として、通年議会の導入は、首長の専決処分乱用に対する抑止になりうる。 (通年議会の導入に慎重な意見) <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急に議決が必要な案件については、過去にも臨時会を招集してきた。議会からの要請で臨時会を招集した事例もある。過去に議会側からの臨時会招集の請求を区長が拒否したことはない。
検討結果 (到達点)	【結論・方向性】 通年議会については、発言の取消・訂正や一事不再議の扱い等、議会運営上の課題整理が必要なことから実施の結論には至らなかったが、引き続き調査研究を要することで一致した。

議会機能強化分科会 最終報告

検討課題	本会議場・委員会室への議員の携帯電話の持ち込み
検討の論点 (問題点)	<p>【検討の趣旨】</p> <p>議員の災害時の緊急連絡手段として本会議場・委員会室への携帯電話の持ち込みを認めるか、会議の秩序維持を優先するか検討されたい。</p>
検討内容・経過	<p>【現 状】</p> <p>本会議場・委員会室への議員の携帯電話の持ち込みは認められていない。</p> <p>【検討経過】</p> <p>災害時の緊急対応の観点から、本会議場・委員会室への議員の携帯電話の持ち込みについて検討を行った。</p> <p style="text-align: center;">平成28年 9月28日 議会機能強化分科会</p> <p>【主な意見】</p> <p>(携帯電話の持ち込みを認めるべきとする意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理上の観点から必要と考える。 ・ 災害時、会派控室に携帯電話を取りに戻れないこともある。また、非常時に懐中電灯として代用することができる。 <p>(現状どおり携帯電話の持ち込みを禁止すべきとの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現段階では禁止すべきであるが、ICT化の進捗状況にあわせて、タブレット端末等の運用を議論していく中で、携帯電話の持ち込みについて再度議論していく必要があると考える。
検討結果 (到達点)	<p>【結論・方向性】</p> <p>現状どおり、本会議場・委員会室への議員の携帯電話の持ち込みは認めない。</p> <p>ただし、スマートフォン等の会議室への持ち込みについては、議員の審査・調査活動のための有用なツールの一つとして、今後、ICT導入に伴う運用検討の中で再度議論していく必要がある。</p>

平成28年度
品川区議会機能強化分科会
ICT班 最終報告書

平成29年2月

品川区議会機能強化分科会

I C T班 最終報告書 目次

【序 章】最終報告書の策定にあたって	P. 1
【第1章】総論	P. 2
1. 背景	
2. 構成員等	
3. 課題	
4. 目的	
5. 計画期間および推進体制	
【第2章】検討経過の詳細	P. 6
1. 概略表	
2. 各日程の詳細	
【第3章】検討により結論を得た項目	P. 21
1. タブレット端末の議員および管理職への配付	
2. クラウド文書共有システムの導入	
3. プロジェクター等を用いた会議の見せる化	
4. 上記とは別に既に導入が決定されているもの（参考掲載）	
【第4章】今後の議会 I C T化推進に向けて	P. 23
1. 財源措置および計画の見直し	
2. 運用要領・研修など	
3. 今後の検討における方針	
【別 添】品川区議会タブレット端末等の使用基準について・・	P. 24

序章 最終報告書の策定にあたって

品川区議会 議会改革検討会
機能強化分科会 ICT班
班長 石田 しんご

ICT班は品川区議会のICT化に向け、「PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、電子メールの活用」および「本会議場・委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）」を検討項目として掲げ、平成27年11月に班が設置されて以降、これまで検討項目の具体化に向けた議論を重ねてきました。

ICT班の活動にあっては、「全班員の合意により、ICT班の総意としての結論を出すこと」を前提とし、各班員が毎回検討課題に関して事前に調査を行い、積極的に資料を準備するなど、班活動が深まるよう努力してきました。

また、各検討項目について議論にあたっては、ICT化のコストやそれによって得られる利便性、ICT化を進めるにあたっての目的の明確化などを主眼に置き、丁寧かつ慎重な検討を行ってきました。

その結果として、ICT班の検討課題の具体化に向けては、①議員用タブレット端末の配付とクラウド文書共有システムの導入による議会の効率的運用とペーパーレス化によるコスト削減および環境配慮を図ること、②議員用グループウェアの導入により議会スケジュール管理の効率化と迅速な連絡体制の整備を図ること、の2点を進めていくべきとの結論を得ました。

検討の詳細については本編を参照していただきたいと思いますが、本報告書で取りまとめた品川区議会のICT化に向けての議論や、これらの検討で得た成果が、今後の議会改革を進める上での指針として活用される事を期待しています。

最後に、ご多忙中にも関わらず、本班の視察を快く受け入れていただいた各市議会議員および議会事務局職員の皆様、先進自治体の取り組み状況調査等にご協力いただいた各県市・施設・企業の関係職員の方々に改めて感謝の意を表して、ICT班長としての挨拶とさせていただきます。

第1章 総論

1. 背景

品川区議会ではこれまで、平成23年度に設置された議会のあり方検討会（平成23年7月～平成25年4月設置）を皮切りに、様々な議会改革に向けた検討を行い、検討会の解散後も引き続き課題検討に取り組むことで、議会運営委員会や議案、委員会資料の公開、議員の費用弁償の実費相当支給など様々な見直しを継続的に行ってきた。その後、平成27年6月12日の議会運営委員会で、議長より今後の課題検討の進め方のイメージが示され、「区民に開かれた議会」、「議会の活性化」を目指して、議会改革検討会（以下、検討会という）を設置し、さらに検討を深めていくことを確認した。

また、検討会では党派等から改めて提出された様々な課題を、「区議会だよりの見直しやホームページ拡充などの情報発信に関する課題」、「議会報告会などの住民参加に関する課題」、「議会のICT化、議会運営および議会機能強化などに関する課題」など、3つの分野に分けて効率的に検討を深めていく必要があるとして、「情報発信分科会」、「住民参加分科会」および「議会機能強化分科会」の3分科会を設置した。

本報告書は上述の3分科会のうち、機能強化分科会を主として検討が行われた、議会のICT化についての議論を集約し、品川区議会として推進していくべきとの結論を得た、タブレット端末、クラウド文書共有システムおよびグループウェアの導入、およびプロジェクター等を用いた議会の見える化について、その目的と導入機能の詳細を記すものである。

なお、本計画の具現化にあたっては、区民へ最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り、議会および議員活動の積極的情報発信と議会の合理化・効率化を推進すると共に、区民の意見などを積極的に取り入れることによって、「開かれた議会」を実現することを目的とする。

また、今後各事項の実施に向けた検討を進めていくが、ICTの技術革新、社会動向および議会運営の状況等を考慮して、実施の要否・時期を判断するものとする。

2. 構成員等（平成29年2月現在）

	氏名	会派
班長	石田 しんご	民進党・無所属クラブ
	渡部 茂	品川区議会自民党・子ども未来
	横山 由香理	品川区議会自民党・子ども未来
	浅野ひろゆき	品川区議会公明党
	安藤 たい作	日本共産党品川区議団
	須貝 行宏	維新・無所属品川

3. 課題

近年のICT化普及等の流れの中で、区議会における情報発信能力や議員活動および議会運営機能の強化のためのICT基盤の構築により、議会のさらなる効率化を図ることが課題として挙げられている。

また一方で、議会関係業務は年々増え続けており、これに伴って議員および議会事務局、執行部における議案や予算決算などの議会関連資料は膨大な紙の使用量となるとともに、これに費やす時間も増加の一途を辿っている。

こうした課題の解決策について、区議会で議論を重ねた結果、議員にタブレット端末を配備し、クラウド文書共有システムおよび議員グループウェアを導入、議会関連資料を電子化するペーパーレス化を進めることにより、紙使用量の大幅な削減と、文書保存や管理の効率化の向上を図り、環境負荷の軽減および業務量の削減ならびに印刷費・電気代、これに関連する経費の節減に大きく寄与する事ができる、との結論に至った。

4. 目的

I C T化推進の目的を以下のとおり定める。

①対外的情報発信能力の強化

【内容】

- ・資料の電子化
- ・プロジェクターの併用による資料等の上映
- ・議会HPとの連携 など

②議員活動の強化

【内容】

- ・文書の保存・管理の効率と検索性の向上
- ・議員間の情報共有・連絡能力の強化 など

③議会運営機能の強化

【内容】

- ・資料配付の迅速化、会議システムの使用による会議進行の効率化 など

5. 計画期間および推進体制

計画期間は、当面の間、平成27年度から平成29年度までとする。

本計画の推進に当たっては議会運営委員会承認の下、議会改革検討会の下部組織としての機能強化分科会（I C T班）および区執行部との協業により、議会と区執行部双方が、議会・行政の見える化、議会・行政の効率的な運営を目指し、行政改革に取り組むものとする。

第2章 検討経過の詳細

1. 概略表

開催日	回数	議題および検討経過
27/11/10	第1回	課題検討の進め方について (1) グループ議論の進め方イメージ (2) 他自治体の実施状況 (3) 次回以降の計画について
27/12/01	第2回	タブレット端末の操作性の確認 ○データ共有アプリの操作性の確認
28/01/19	第3回	ICT化の目的と機能の検討について(中間報告項目検討) (1) 中間報告の項目について (2) 中間報告の内容について (3) その他
28/02/05	第4回	中間報告書(案)の決定
28/02/23	第5回	ICT化に求める機能と検討を進める上での留意点について
28/02/29	第6回	○本会議場・委員会室での見せる化(プロジェクター等の活用)について ○PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、電子メールの活用について
28/03/22	第7回	使用規定(案)の検討 等
28/05/24	視察	【逗子市議会】議会ICTの先進的取組みについて
28/10/17	第8回	今後の検討スケジュールについて (1) タブレット端末およびクラウド文書共有システムの要求機能の確認 (2) 電子データと併せて、紙文書での提出を求めるものの確認 (3) 使用基準の策定について (4) ICT班最終報告書の策定について
28/11/22	第9回	ICT化に向けた機能要求項目の提案について
28/12/26	第10回	最終報告書および使用基準について
29/ 1/19	第11回	使用基準について他
29/ 2/ 6	第12回	最終報告書について

2. 各日程の詳細

回数	第1回
日時	平成27年11月10日(火) 午後5時35分～
場所	議会棟6階 第2委員会室
議題	課題検討の進め方について
会議要旨	
<p>(1) グループ議論の進め方イメージ</p> <p>○今後の進め方においては、以下の2点を主としたい旨の発言があった。</p> <ul style="list-style-type: none">①他自治体の導入・活用状況の確認②招集通知・資料の送付など、試験的運用が可能なものを積極的に実施 <p>⇒①による導入のメリット・デメリットの確認</p> <ul style="list-style-type: none">②によるスピード感を持った検討 <p>を本グループ検討の目標とすることで合意された。</p>	
<p>(2) 他自治体の実施状況</p> <p>○冒頭、事務局より他自治体のICT化取組み状況の報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・27年4月現在で29市町村がICT化への取組みを実施。・23区内では2区が実施済み、他8区が検討中。 <p>○先進自治体の取り組み事例を映像で確認し、意見を募った。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・「タブレット端末を導入する事で、情報検索性の向上やペーパーレス化、情報共有等のメリットがある」・「議場ICT化による本会議運営の効率化等のメリットがある」	
<p>(3) 次回以降の計画について</p> <ul style="list-style-type: none">・テスト的に実施できるものは、試行を行うこととする。・メンバー全体でタブレットの操作性を確認できる機会を設けることを検討する。	

回数	第2回
日時	平成27年12月1日(火) 午前11時20分～
場所	議会棟6階 第2委員会室
議題	●PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、電子メールの活用

会議要旨

(1)データ共有アプリの操作性の確認

○班員より、先進自治体で導入しているデータ共有アプリを用いた、タブレットの操作性(有用性)について、下記のとおり説明があった。

- ①クラウドシステムにより、情報共有が可能
- ②各ファイルは自分用にカスタマイズ可能
- ③ローカルネットワークで会派内のみでデータ共有することも可能
- ④カレンダーの共有・同期機能も追加可能で、スケジュール管理に役立つ

【主な意見】

- ・「委員会資料の見える化等、住民側へのメリットもあるが、費用対効果の検証など、導入は慎重に議論していきたい」
- ・「『ICT化＝難しい』という先入観を打破するためにも、全議員に一度操作性を確認してもらおう機会を設けるべきでは」
- ・「導入後、後追いで機能を継ぎ足していくのは効率が悪いので、導入に先駆けて、機能についてきちんと議論を行うべき」
- ・「効率的に議論を進めるため、業者からのプレゼンを受ける機会を設けたい」

○上記の意見を受けて事務局より

- ・「導入にあっては効率性のみでなく、セキュリティ面での配慮も必要」
- ・「議会のみならず、区長部局との連携も視点に含めた検討を」
- ・「他自治体のICT化導入計画等も参照し、機能の方向性を固めるのが先決」

などの発言があった。

【結論】

議論の熟度を鑑みれば、業者の選定よりも導入する機能の方向性を固める事が先決である。よって、次回は各メンバーがICT化の具体的なイメージや要望を持ち寄り、議論を交わす中で、方向性を結論付けていくことを目標とする。

回数	第3回
日時	平成28年1月19日(火) 午前11時20分～
場所	議会棟6階 第2委員会室
議題	1. 中間報告の項目について 2. 中間報告の内容について 3. その他
会議要旨	
<p>(1)中間報告の項目について</p> <p>○中間報告の項目については以下の2点とする。</p> <p>①PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と 資料のPDF化、データ化、電子メールの活用</p> <p>②本会議場・委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）</p> <p>(2)中間報告の内容について</p> <p>○中間報告の内容については、「ICT化の目的と機能の検討」とする。</p> <p>(3)その他</p> <p>①ICT化の方向性確認について</p> <p>各検討項目について、導入機能の検討や使用基準の制定などのソフト面、通信環境の整備や導入モデルの検討などのハード面に分類し、ソフト⇒ハードの順に詳細を固めていくべき、との認識を共有した。</p> <p>②ICT化に期待する機能と目的について</p> <p>ICT化の目的と、現状で考えられる搭載異能の内容、および「目的手段の視点」や「費用対効果の視点」など検討上の留意点について確認。</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料の電子化を進める上で、少なくとも導入期においては、各議員が紙と電子を選択して受領できるよう、配慮を願いたい」 ・「タブレットの機能検討に際しては、使用感の確認が必須であることから、何らかの形で試用期間等を設けられるよう、調整されたい」 	

回数	第4回
日時	平成28年2月5日(金) 午後1時00分～
場所	議会棟6階 第2委員会室
議題	中間報告(案)について
会議要旨	
(1)中間報告(案)について	
○議会改革検討会におけるICT班の中間報告の内容について議論を行った。	
【主な意見】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「タブレット端末等の導入期における、配付資料の媒体(紙・電子)の両立について、「導入期」のみならず「導入後」も保障されるよう検討されたい」 ・「電子・紙媒体の資料を両方配布する期間については、現時点では「導入期」を想定しているが、具体的にいつまでを示すかは明言していない。まだ使い始めてもないうちから、今後、紙媒体を一律・無期限に使い続けるような結論を出すことは、時期尚早である」 	
○上記の意見を受けて、事務局より	
<ul style="list-style-type: none"> ・「導入期における検討事項については、導入に先駆けて今後の懸案事項を分科会全体で考えていく、という意思表示であり、中間報告に示されるとしても、これをもって将来を縛るものではない」 との発言があった。	
【結論】	
上記の意見を受けて、現時点ではどの時期まで電子・紙資料を両立するかは合意が図れないため、中間報告の時点では両立の期間を示すような文言は削除する。	

回数	第5回
日時	平成28年2月23日(火) 午後4時50分～
場所	議会棟6階 第2委員会室
議題	ICT化に求める機能と検討を進める上での留意点について
会議要旨	
(1)導入機能の詳細について	
○下記の8項目について、提案した班員から説明を行った後各班員の意見を聴取した。	
①プロジェクターを用いた資料・動画の上映や本会議場での個人賛否の表示	
【主な意見】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「プロジェクター等を実際に導入されている自治体の利用方法を確認したい」 ・「個人賛否の表示は傍聴者に分かりやすく数を伝えるため有効な手段であると考えられるため、次回の班検討において実施自治体の例を確認すべき」 	
②議会HPやSNSとの連携	
【主な意見】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「タブレットの導入とどう関連付けていくかを確認しつつ、発信する情報の内容については、情報発信分科会との調整を図っていくべき」 	
③クラウド本棚（電子書架）などの導入	
【主な意見】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「対象文書については、現状で議会用資料として提供されているものを基本とするべき」 ・「毎日の新聞記事や他の自治体情報などを追加することで議員活動の強化を図られたい」 	
④指紋認証機能の導入	
【主な意見】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「セキュリティ面への配慮から、積極的に導入したい」 	
⑤グループウェア導入、スケジュールカレンダーの同期機能	
【主な意見】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「機能強化の観点から、導入は必須であるとする」 ・「議員間の情報交換や会議の日程調整など導入による利便性の向上は計り知れない」 	

⑥議会関連資料の電子化

【主な意見】

- ・「クラウド本棚への保存文書に加え、招集通知の電子送付なども考えられる」
- ・「資料の電子化を契機に、HPでの資料公開などが充実されることが望ましい。
また、過去の本会議・委員会資料等も併せて電子化されたい」

⑦会議システム（ページ通知機能・横断検索・しおりセット）の導入

【主な意見】

- ・「使用感を確認しつつ、今後の検討の詰めの段階で、機能の詳細を確認したい」

⑧災害時等の緊急連絡や情報共有機能

【主な意見】

- ・「災害時の議員の位置情報の共有や、有事の連絡網の整備により、
議会としての危機管理能力の向上が見込まれる」

【結論】

各機能については、基本的に導入に向けての肯定的な意見で一致していることから、今後の導入端末・ソフトウェアの検討にあたっては上記機能を十分に満たしたものを要望していく事とした。

回数	第6回
日時	平成28年2月29日(月) 午前11時00分～
場所	議会棟4階 議員応接室
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・本会議場・委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用） ・PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、電子メールの活用

会議要旨

(1)本会議場・委員会室での見せる化（プロジェクター等の活用）

○本会議・委員会において、プロジェクター等を使用している自治体の映像を視聴。

【結論】

導入に向けて検討を進めることとするが、本会議での設置は費用やレイアウトの関係で検討事項が多いため、常任委員会などの中で委員会室等において試験的に使用し、使用頻度や使用上の課題などを整理した後に、本会議での導入を検討していくこととした。

(2)PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、 電子メールの活用

①「クラウド文書共有システム」の機能確認

班員のタブレット端末・ノートPCを使用し、会議同期機能やしおりリセットの機能を確認した。

②資料の配付

班長より、今後の検討段階ごとに決定していくべき内容のスケジュール表、班員より、グループウェアの導入機能候補リストの資料を配付。各自確認の後、次回以降議論を深めていくものとした。

回数	第7回
日時	平成28年3月22日(火) 午後2時30分～
場所	議会棟6階 第2委員会室
議題	・本会議場・委員会室での見せる化(プロジェクター等の活用) ・PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、電子メールの活用

会議要旨

(1)本会議場・委員会室での見せる化(プロジェクター等の活用)について

○品川区議会プロジェクター等の使用に関する規程について議論を行った。

【主な意見】

- ・「規程の内容を固めるタイミングは導入直前の方が望ましく、今後の検討を進める上で浮上してくる課題を整理し、随時規程に盛り込んでいくべきである」
- ・「規程の内容を検討する時期については、前述の意見に賛成。但し、来年度に議会でプロジェクターを購入した後、規程を整備するまでの空白期間についての運用を検討する必要がある。また、現状でもオリパラや予算特別委員会をはじめとして、委員長の許可の上資料配付やプロジェクターの使用が行われていることから、暫定的な期間についてはこれまでのやり方を踏襲する、という事で差支えないと思われる。」

【結論】

上記に他会派も賛同し、当面の利用にあたっては従来通りの運用とする旨決定した。

(2)PC・タブレット等を活用した委員会・本会議運営と資料のPDF化、データ化、 電子メールの活用について

○品川区議会タブレット端末等の使用に関する規程について議論を行った。

【結論】

班長により作成された案文を確認し、上記の品川区議会プロジェクター等の使用に関する規程と同様に、内容を固めるのは先送りとする、との結論を得た。

(3)次回の検討項目について

○次回以降の班検討では、それぞれの委員が導入機能の具体案を持ち寄り、要求機能についての議論を深めていく事とする。

日 時	平成28年5月24日(火) 午後3時00分～ 【視察】
場 所	逗子市役所
議 題	議会ICT化の先進的取り組み内容について
要 旨	<p>(1) タブレット導入の契約方法等について</p> <p>①契約形態について (一般競争入札、プロポーザル方式など)</p> <p>②契約の区分について (端末は単独契約、資料閲覧用ソフトとグループウェアは一括の契約など)</p> <p>③契約主体について (事務局での契約か、情報推進課等の区長部局による契約か)</p> <p>④検討期間について (予算要求から導入までのスパンや検討経緯)</p> <p>(2) 端末およびソフトウェアの検討について</p> <p>①仕様の検討について (どの様な順序で導入端末や機能の仕様を固めていったのか)</p> <p>②業者との協議について (契約に先駆けて、業者との協議をどの様に進めていったのか)</p> <p>③ネットワーク環境について</p> <p>(3) 議員と事務局の役割について</p> <p>①事務分担について (仕様の詳細の調整や予算見積もりの作成、契約形態の検討などについて、どのような事務分担で導入を進められたのか。)</p> <p>上記の項目について聞き取りを行った。</p>

回数	第8回
日時	平成28年10月17日(月) 午後6時10分～
場所	議会棟6階 第2委員会室
議題	今後の検討スケジュールについて

会議要旨

(1) タブレット端末およびクラウド文書共有システムの要求機能の確認

○タブレット端末・クラウド文書共有システムともに、現在想定している端末・ソフト以外の類似品が存在するため、機能要求をすべて満たすものであれば、代替品での提供となる可能性がある事を考慮したうえ、各会派からの要望機能について検討を持ち帰り、次回11月22日の班会議にて持ち寄る旨、決定した。

(2) 電子データと併せて、紙文書での提出を求めるものの確認

○タブレット端末等の導入から約1年程度の試行期間の後に、電子媒体の資料提供と併せて「一律紙文書での提出を要するもの」、および「希望する議員のみ紙文書での提出を要求するもの」の分類について、次回の班会議までに会派としての要望提出を依頼した。

(3) 使用基準の策定について

○平成28年2月の班会議にて一度議論を行った内容について、その後の協議の中で浮上した、『会議中の私的利用を禁じること』や『携帯電話の持ち込み』について等を加味した内容で、議論を進める旨決定し、上記同様、次回会派要望を提出する旨依頼した。

(4) ICT計画書（報告書）の策定について

○他自治体においては、導入に前後して、計画書（報告書）を策定している例が多くみられることから、品川区においても、これまでの議論を集約し、導入に向けての方向性を示すための計画書等の策定が必要であると考えられることから、品川区ICT推進計画（報告書）の策定に向け、今後調整を行っていく旨、合意をとった。

回数	第9回
日時	平成28年11月22日(火) 午後1時00分～
場所	議会棟6階 第2委員会室
議題	機能要求項目の提案等について

会議要旨

(1) タブレット端末およびクラウド文書共有システムの要求機能の確認

○各会派から要望が提出され、それぞれ提案者から説明を行った。

【結論】

提案項目については、各会派から提出されたものをそれぞれ尊重し、基本的には全ての項目をICT班からの要求として分科会へ提出するものとする。

(2) 電子データと併せて、紙文書での提出を求めるものの確認

○各会派から要望が提出され、それぞれ提案者から説明を行った。

【結論】

平成29年度中は電子データと併せて紙ベースでの資料提出を求め、運用していく中で電子データの使い勝手を確認しつつ、順次可能なものを電子データに変更していく事で結論づけた。但し、希望する議員には紙による資料配付を保証することや、招集通知等区議会事務局から発出する文書等について早期に要不要を検討し電子データのみとすることなどについて、検討を行うこととした。

(3) 使用基準の策定について

○各会派から要望が提出され、それぞれ提案者から説明を行った。

⇒次回12月26日の班会議にて、再度検討を行うこととした。

(4) ICT班最終報告書の策定について

○各会派から要望が提出され、それぞれ提案者から説明を行った。

⇒次回12月26日の班会議にて、再度検討を行うこととした。

回 数	第10回
日 時	平成28年12月26日(月) 午後1時00分～
場 所	議会棟6階 第2委員会室
議 題	最終報告書および使用基準について

会議要旨

(1) 議会機能強化分科会 ICT班 最終報告書について

○案を提示し、各会派で次回までに内容確認することとした。

【主な意見】

- ・「目次があった方がいいのではないか」

(2) 品川区議会タブレット端末等の使用に関する基準(案)について

○案を提示し、各会派で次回までに内容確認することとした。

【主な意見】

- ・「外部で使用する場合の規程もあった方が良くはないか」

⇒上記の意見に対して、他の班員から「外部で使用する場合も含まれている」との回答があった。

回 数	第 1 1 回
日 時	平成 2 9 年 1 月 1 9 日 (木) 午後 1 時 0 0 分～
場 所	議会棟 5 階 第 3 委員会室
議 題	使用基準について他

会議要旨

(1)品川区議会タブレット端末等の使用基準について (案) について

○前回会派持ち帰りとなっていた上記内容について、各班員から提案があった。
また、当基準をどのような位置づけにするかについて確認した。

【主な意見】

- ・今回示された案で、庁舎内外の使用基準について詳細に示されていると考えることから、当面はこの案が良いのではないかと。
- ・基準の位置づけについては、他区の状況を勘案しつつ決めるべきではないかと。
⇒事務局より都内の I C T 導入済みの 4 自治体で 3 自治体が申し合わせに記載、
その他 1 自治体は要綱で規定している、と説明。

【結 論】

- ・今回示された案で暫定とし、万が一変更の提案がある場合は次回検討を行う。
- ・今回示された基準は、今後タブレット端末等を使用していく中で順次改正が予想されるため、当面は申し合わせ等により内部的な規定として定めることが相応しい。

(2)電子データと併せて、紙文書での提出を求めるものについて

○前回の議論を受けて項目を整理し、合意を図った。

【結 論】

- ・「I C T 班として要求が一致しているもの」については、基本的に試行期間後も一律紙文書での提出を求めていく。
- ・「個別に検討を要するもの」については、今現在で要不要の判断が出来ないことから、今後タブレット端末やクラウド文書共有システムを使用していく中で、順次検討を進めていく。

(3)議会機能強化分科会 I C T 班 最終報告書について

○I C T 班最終報告書の内容について、
前回議論した内容を反映した修正案を提示した。

【結 論】

- ・上記の案については一度持ち帰りとし、次回結論を出す。

回数	第12回
日時	平成29年2月6日(月) 午前9時00分～
場所	議会棟6階 第2委員会室
議題	最終報告書について

会議要旨

(1)議会機能強化分科会 ICT班 最終報告書について

- ICT班最終報告書の内容について、
修正案を提示し、内容についての合意を諮った。

【結 論】

- ・本書のとおり決定する。

第3章 検討により結論を得た項目

1. タブレット端末の議員および管理職への配付

【概要】

品川区議会議員全40名および、本会議・委員会へ出席する理事者等に対して、タブレット型端末を配付する。また、議員向けグループウェアシステムを導入し、議員間の連絡手段として活用する。

【目的】

- ・議会HPやSNSとの連携した議会情報配信機能の向上
- ・グループウェア導入、スケジュールカレンダーの同期機能を用いた議員間の連絡機能の向上
- ・災害時等の緊急連絡や情報共有機能の向上
- ・下記に述べる、議会文書共有システムの構築による、会議の効率性・正確性の向上
- ・屋外の議員活動における、区民対応時の区政情報収集や、資料の作成等の能力の向上

2. クラウド文書共有システムの導入

【概要】

本会議において用いる議案や、委員会における説明資料等を電子化し、クラウドサーバーに会議ごとに保管。本会議・委員会において議員および理事者がタブレット端末を用いてこれらの資料を閲覧できるようにする。

【目的】

- ・文書の保存・管理の効率化と検索性の向上
- ・会議同期システム（ページ通知機能）やキーワードの横断検索、文書データへのしおりセットの導入による、本会議・委員会運営機能の向上
- ・議会関連資料の電子化に伴う、紙使用量抑制による経費削減と環境配慮、資料配付の迅速性の向上

3. プロジェクター等を用いた会議の見せる化

【概要】

主に委員会において、プロジェクターとスクリーンを用いた資料・動画の投影を行い、議員と理事者および傍聴者にとって視覚的に分かりやすい内容の説明を行う。

【目的】

・理事者が資料の説明等を行う場合、または議員が区の取り組み施策や計画書等を引用する場合、口頭の説明や紙媒体の資料と併せてプロジェクターを活用することで、より平易な説明を可能とする。

4. 上記とは別に、既に導入が決定されているもの（参考掲載）

- ① 平成29年2月時点で、既に実施しているもの
 - ・会議録のインターネット公開
 - ・議会ウェブサイトの公開
 - ・インターネット（外部リンク）による会議録の公開
 - ・一般質問・代表質問、予決算特別委員会（総括）のケーブルテレビでの録画放映
 - ・一般質問・代表質問のインターネット配信
 - ・議会だよりの電子化 など
- ② 今後実施を予定しているもの
 - ・次第、議会日程、議案などの電子化
 - ・当初・補正予算書の電子化
 - ・本会議、委員会、全員協議会など全ての会議資料の電子化（除く予算書、決算書類）
 - ・議案・委員会資料、議案への各議員の賛否のホームページ掲載
- ③ 今後検討を行う予定の項目
 - ・本会議場における電子採決と全議員の賛否態度のモニター表示
 - ・FacebookやTwitter等、SNS等を活用した情報発信
 - ・議会に関わるデータの一般公開（オープンデータの推進）

第4章 今後の議会ICT化推進に向けて

1. 財源措置および計画の見直し

今後も順次検討を行っていく取り組みの中で、予算を伴うICT化事業については、ICT推進基本計画に従い議会として財政当局へ要望していく。

ICTの技術革新や社会動向および議会の運営状況を踏まえ、常に最善の事業推進を図るため、必要に応じ当計画の見直しを行う。

2. 運用要領・研修など

ICT環境の適切なルール、マナーを定めた議会ICT運用要領を定め、議員はこの要領および、別途定める「使用基準」に則り、ICTの適正利用をおこなうこととする。

ICT環境を最大限活用し議会の見える化、効率化、活性化を図るため、システム導入に伴い適宜研修を議員に実施する。

3. 今後の検討における方針

- ICT化の推進にあっては、下記4項目を念頭に、検討を進めていく。
 1. 目的に対する手段として適っているか（目的手段の視点）
 2. 導入コストに対して、どの様な効果が期待できるか（費用対効果の視点）
 3. 情報管理など、セキュリティ面の安全性が担保できるか（安全性の視点）
 4. いつ頃を目途とし、導入していくのか（スケジュール感の視点）
- 新規導入項目の実施にあたっては、下記5項目を考慮する。
 1. ITスキル向上のための、全議員を対象とした操作研修会を実施する。
 2. 今後の配付資料の媒体（紙・電子）の両立のあり方について検討する。
 3. 新規機能の導入にあっては、内容確認のための試行期間を設ける。
 4. 情報リテラシーの向上と使用基準の制定による適正な運用を図る。
 5. その他導入予定機能に対する、ハード面の整備を行う。

別添 品川区議会タブレット端末等の使用基準について（案）

平成29年2月時点においてICT班の中で検討を行ったタブレット端末等の使用基準を次頁以降に添付する。

本使用基準はタブレット端末等の導入に先駆けて、想定される範囲での検討を行ったものであることから、導入期を含め当面の運用は本基準に則って行う一方、導入後に新たに発覚した検討事項などについて、今後の検討会議体へ議論の場を移し、順次基準の修正・追加等の検討を行っていくものとする。

品川区議会タブレット端末等の使用基準について

(趣旨)

第1条 この基準は、議会審議の一助とするために、会議等における議員のタブレット端末等の使用について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) タブレット端末等 タブレット型情報端末、スマートフォンおよびノ

ー
ト型パソコンをいう。

(2) 会議等 品川区議会の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、幹事長会、各派協議会、委員長会その他議長が認めるものをいう。

(会議等において使用できる機能)

第3条 会議等においてタブレット端末等を用いて使用できる機能は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能
- (2) あらかじめ保存しておいた議事に関する資料の閲覧
- (3) 議事に関する資料の検索を目的としたインターネットサイトの閲覧
- (4) 議事に関する資料画像・映像の出力等のプレゼンテーション機能

(使用にあたっての注意事項)

第4条 タブレット端末等の使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 会議等においては外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）・通話、その他会議等に関係のない目的もしくは会議等の録音または写真・動画の撮影に使用しないこと。また、使用は節度を持って必要な範囲に限ること。
- (2) 会議等においては画面表示が第三者の目に触れることがあることから個人情報等の配慮を必要とする情報の表示の際には注意すること。
- (3) 会議等においては電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が会議等の支障とならないよう配慮すること。

- (4) 会議等においては資料のデータ化等の準備は議員自身が行うこと。また、電源はバッテリー対応とし、機器の取り扱いは議員個人の責任において行うこと。
- (5) 議会活動に関わりのない目的で使用しないこと。
- (6) 貸与されたタブレット型情報端末は、各議員が責任を持って管理し、各端末を貸与された本人以外に使用させないこと。また、万が一紛失や破損、動作の不具合等の故障が発生した場合、別記第1号様式により速やかに議長へ報告を行うこと。
- (7) 貸与されたタブレット型情報端末に搭載されているアプリケーション以外をインストールする場合、別紙第2号様式により、事前に議長の許可を得ること。その場合、アプリケーションの購入費用および使用料金については当該議員本人が負担すること。
- (8) 貸与されたタブレット型情報端末の使用に関しては、貸与時の機能を損なわないよう、必要な維持管理、アップデート等を行うこと。
- (9) 情報の受発信等に際し、内容等を十分精査し、データ等の紛失および毀損等の防止および個人情報の保護に努めるとともに、区議会および区において公開されていない情報を開示しないこと。
- (10) 貸与されたタブレット型情報端末からの情報漏えいを防止するため、私物PC等の外部情報端末への直接接続は行わないこと。なお、データ等をUSBメモリ等に複写する場合は、前号の規定に十分配慮したうえ、必要最低限の範囲で行うこと。
- (11) 貸与されたタブレット型情報端末に個人情報を含む資料等を保存する場合は必要最低限のもののみとし、原則としてメール機能等による送受信は行わないこと。
- (12) LTE回線を使用したデータ通信容量およびクラウド文書共有システムに保存する資料のデータ容量の議員一人当たりの使用量は、議会全体（事務局の使用分を含む）で割り当てられた容量を議員数で除したものを限度とする。
- (13) ウイルス感染または個人情報等の漏えいがあった場合は、速やかに実情を把握し、議長に別紙第3号様式により報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(使用の中止)

第5条 会議等の長は、使用できる機能や注意事項に反する場合、その他議事に支障を及ぼすと判断した場合は注意を促し、改善されない場合は、使用の中止を命じることができる。

(タブレット端末等の返還)

第6条 タブレット端末を貸与された議員がその身分を失ったときは、タブレット端末を貸与された初期の状態へ戻したうえ、速やかに区議会事務局へ返還するものとする。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

別記第1号様式

年 月 日

品川区議会議長

殿

会 派 名

報告者名

印

タブレット端末の紛失・破損・故障報告書

下記のとおりタブレット端末の（紛失 ・ 破損 ・ 故障）を報告します。

記

紛失・破損した日	平成 年 月 日 ()
タブレット端末 No	
紛失場所または 破損箇所・故障の状況	
紛失・破損・故障の経緯 (具体的に)	
再発防止策	

別記第2号様式

年 月 日

品川区議会議長

殿

会 派 名

申請者名

印

タブレット端末におけるアプリケーション追加申出書

下記のとおりタブレット端末におけるアプリケーション追加を申し出ます。
 なお、追加申し出にあたり、現環境との不具合が発覚した場合は、申し出たアプリケーションを削除します。

記

アプリケーションの追加使用日	平成 年 月 日 ()
タブレット端末 No	
アプリケーション名	
アプリケーションの発行元	
アプリケーションの追加理由	<input type="checkbox"/> 文書の作成 <input type="checkbox"/> 動画等の閲覧 <input type="checkbox"/> メール、SNS <input type="checkbox"/> その他 具体的理由 ()
アプリケーション追加の費用	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (円)

別記第3号様式

年 月 日

品川区議会議長

殿

会 派 名

報告者名

印

タブレット端末におけるデータ漏えい・ウイルス感染報告書

下記のとおり（ データ漏えい ・ ウイルス感染 ）を報告します。

記

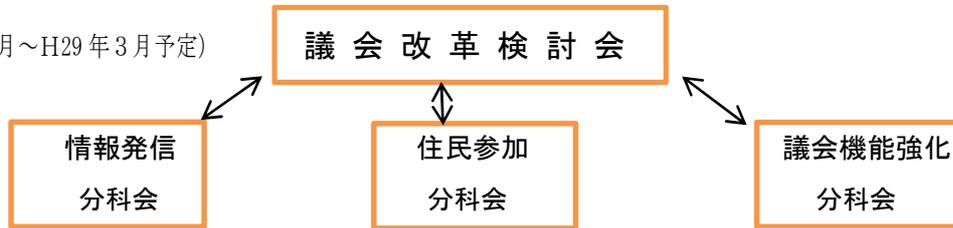
データ漏えい・ウイルス感染 の発生した日	平成 年 月 日 ()
タブレット端末No	
データ漏えい・ウイルス感染 の経緯（具体的に）	
考えられる要因	
再発防止策	

議会改革検討会後のイメージ図

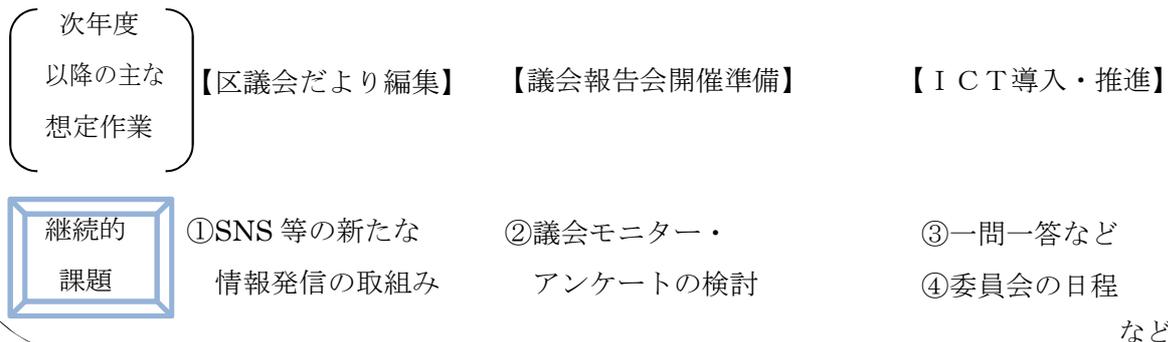
《 検討会 》

- 議長の諮問機関として検討会を設置し、各分科会で議員主導により課題を検討

(H27年6月～H29年3月予定)



(議会改革検討会構成員 1～2名が正副リーダーとなり、全議員がいずれかの分科会に所属)



《 検討会後 》

- 継続的な組織として『議会改革推進会議』を設置し、継続的および新規の課題の検討に当たる
(議会運営に関することとして申し合わせる、もしくは改めて議長の諮問機関として設置する)

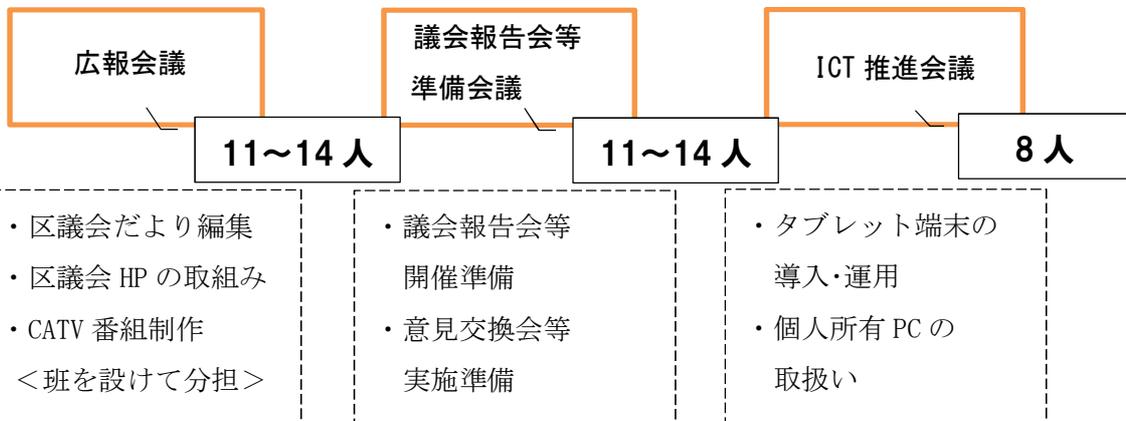
議会改革推進会議

(H29年6月～)

- ※ 議会改革検討会の運営手法を概ね引き継ぎ、各党派代表の12名を構成員として、上記継続的課題①～④などについて、議員主導により引き続き検討する

12人

- 議会改革検討会の取組みより想定される種々の作業の実働部隊として、新たな会議体の下部組織としてではなくそれぞれ独立して設置する (議会運営に関することとして申し合わせる)



- ※ 議長をのぞく議員(上記推進会議構成員を一部含む)によりメンバーを適宜交代しながら、上記実務の実行主体としての準備を担う

- ※ 会議運営は議員主導で行い、ICT等の活用により取組み状況を共有する